

「R D問題 滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 5月31日(月) 19:00～21:35

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東 大会議室

出席者：(滋賀県) 北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、
井口参事、伊藤主幹、平井副主幹、松村副主幹、
秦副主幹、白井主任技師、川端主任技師

コンサル2名

(栗東市) 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

(連絡会) 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗
東ニューハイツの各自治会から計23人(北尾
団地：欠席)

(傍 聴) 1名

(県会議員) 三浦議員

(市会議員) 太田議員、大西議員、田村議員

(マスコミ) 2社

(出席者数 47名)

司会(滋賀県): 皆さん、こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただいまからR D事案に関する周辺自治会の皆様との話し合いを始めさせていただきますと思います。

それでは話し合いの初めに当たりまして、琵琶湖環境部長の北村からご挨拶申し上げます。

部長(滋賀県): 皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の北村でございます。

今日も大変皆さんお忙しい中、また、おくつろぎの時間である方もいらっしゃるかもしれません。お集まりいただきましてありがとうございます。三浦先生もどうもありがとうございます。

ちょっと前回、私どものほうの準備不足の部分もございまして、また説明がちょっと長過ぎるということで十分なやりとりといたしますか、意見交換ができなかったということで大変申し訳なく思っております。

本日は、また2回目を開かせていただきましたので、簡潔明瞭に御説明して、また皆様方からいろいろと御意見を賜って、御理解を深めていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会: ありがとうございます。

初めにお断りをさせていただきますが、本日は、県、栗東市と、R D問題にかかわる周辺自治会の皆様とのお話し合いでございます。傍聴の皆様方からの御発言は受けないこととして進めさせていただきますので、御理解のほど

よろしく願いいたします。また、本日の話し合いですが、会場の使用時間の関係で21時30分までとさせていただきますので、この点もよろしく願いいたします。

前回、5月21日に行いました話し合いのときに皆様から出ました質問などに対する回答について回答させていただき、その中で再度、質問・回答という形でさせていただくという形で、進めさせていただきたいと思っております。

本日、追加の資料を用意しております。御確認ください。二つございまして、一つは「本日の次第」でございます。それともう一枚、A4、白黒1枚もので表裏印刷されています。表面が「旧RD最終処分場支障除去等事業における廃棄物土の掘削量および内訳」といった表が書かれている資料、裏面に「ガス化溶融炉の基礎杭について」という図が書いてある資料、この二つでございます。もし、ないという方がいらっしゃいましたら事務局のほうまでお願いいたします。

また、前回5月21日に配布いたしました資料も使います。これも御確認お願いします。なお、数に限りがございますので、来ておられない方はちょっと申し訳ないんですけども、お隣同士で見せ合いしていただくなどして、ちょっと作業いただきますようお願いいたします。

それでは、次第により話し合いを進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

参事(滋賀県)：そうしましたら、ちょっとこの前の話し合いの御意見とか御質問を踏まえまして、ちょっと説明をさせていただきます。

まず、本日お配りしましたA4裏表の横長のやつのあるほうですね、下に円グラフを書いている、これで説明させていただきます。

これは二次対策で、結局どれだけ外に出すのかとか、有害物はどれだけ出すのかというような御質問がございまして、それをちょっと表にしたものでございます。これはあくまでも想定ということでございますので、精度的にはかなり粗いもので、今後、大きく変わる可能性もあるということだけ御了承いただきたいと思います。

一次対策工、二次対策工というふうに分けておりまして、この太枠で囲っておりますところ、二つ欄がありまして、有害物と書いてるところと、ドラム缶および液状廃棄物浸潤土砂等と書いております。この二つが、一次対策も含めてですが、二次対策で出そうとするものでございます。その右側に廃棄物(左記以外)と書いてまして、下に廃プラスチック、木くず等とございますけども、これは有害物等の掘削をしますと、それ以外の廃棄物等も掘削することになりますので、そういうもの。さらには土砂とか、有害でないもので廃棄物に該当しないようなものも掘ることになります。それが一番右側に書いております、埋め戻し材ということでございます。今のこの四つの欄のうちの左側の三つにつきましては場外処分、埋め戻し材としたものにつつま

しては、場内での埋め戻しに使うということで考えております。

その内訳でございますけども、一次対策につきましては有害物が1,000立方メートル、ドラム缶等が900立方メートル。全体で1万立方メートル掘削する計画でございますので、残る8,100立方メートルについては二次対策で処理するというところで想定をしております。

二次対策のほうでございますけども、4行ありまして、既仮置き分1万4,670と書いてますけども、これは19年度の掘削調査等で出てきました廃棄物を山積みしたりしてるやつがこれぐらいあると。あと溶融炉建屋の中に入ってるドラム缶等も含まれておりますけども、これだけあると。それから一次対策工の仮置き分が、先ほども申しました8,100立方メートル。それから有害廃棄物土掘削分といいますのが、10メートルメッシュで環境基準を超えて地下水に影響が出るおそれのあるものというものと、周辺を掘り出すときの廃棄物も含めてでございますが、6万5,000立方メートル。それから西市道側・経堂池側を掘削するのに伴って発生する分が18万5,000立方メートルということで、この6万5,000立方メートルと18万5,000立方メートルを合わせ25万立方メートルとしております。

そのうち二次対策の有害物に相当する分が、この小計のところを書いてありますが1万3,000立方メートル、有害物の10メートルメッシュのところ出てくるのが1万立方メートル、10メートル×10メートル×3メートルのやつが30ブロック余りございますので、それで1万立方メートル。それと、あと西市道側等につきましては、西市道側平坦部、あるいは沈砂池のところ出てくるというようなことですので、それが3,000立方メートルぐらいと想定をしております。

それからドラム缶等につきましては西市道側のところで、元従業員の証言で埋めたというような証言もございますので、そういうので2,000立方メートル想定しております。

その右側の廃棄物と埋め戻し材でございますけども、二次対策としましては廃棄物が4万8,300立方メートル、埋め戻し材が20万9,400立方メートルとしております。これで廃棄物と埋め戻し材の比率は大体2対8ぐらいです。その根拠としましては、下に円グラフがございまして、19年度の調査で、その他(土砂主体)53%というのと、コンクリート、アスファルト類27%とあるのを、合わせて80%ぐらいですけども、これぐらいで、その分ぐらいが埋め戻し材かなということで想定をしたということでございます。

この四つの欄を個々に見ていただきますと、ちょっと若干比率にばらつきがございますけども、それはこの下の表では五つボーリングをやっております。それぞれの場所で、どれぐらいの組成やったかというのをちょっと考慮しまして算出をしておりますということで、二次対策で外へ出すものとして6万3,000立方メートルというものの根拠としましては、ここにあります有害物が1万3,000立方メートル、ドラム缶等が2,070立方メー

トルで、それ以外の廃棄物が4万8,300立方メートルということで、合わせて6万3,000立方メートル余りということでございます。

結局、仮置きとか何とかを含めて、全部のさわる廃棄物土の量としましては、そのもうちょっと下にありますところの場外処分、場内埋め戻し内訳と書いてるところでございますが、全部で27万4,000立方メートル余りの廃棄物土をさわりまして、そのうちの6万5,000立方メートル余りを外へ出すと。21万立方メートル弱を埋め戻すということで想定をしていると。割合として戻す分と出す分で24%と76%、大体1対3ぐらいの比率ということで、想定をさせていただいたということでございます。

ちょっと説明のほうを先にずっとさせていただきます。一応この内訳の根拠としましては、これでございます。

あと質問いただいたので さんのほうから、想定外のことが起こったときの対応のシステムということがございました。ちょっとこれは、あんまり前回と前進した回答ではないかと思いますが、情報公開をさせていただきますし、あと、また住民さんとの話し合いについても、これからもちろん続けて協議もさせていただくということで、だんだんこれから話し合いなり、あるいは調査設計を進めていきますと、もう少しいろいろ具体的なことがわかってくる。あるいは想定しなかったことも、当然出てくるかと思いますが、その辺も協議のほうをさせていただいて進めさせていただきたい。また、協定を結ぶという話になるかと思いますが、そういうようなことについても協定書のほうに記述させていただくというようなことで考えております。

あと さんのほうからC-1の井戸、 の近くの。今、井戸の調査は年4回のモニタリングの箇所として、浸透水を測ってほしいというようなことでもございましたけども、ここにつきましては、これまでの話し合いで常時観測を行うと。あと電気伝導率と水位、水温、それから酸化還元電位等、これらについては常時観測をやるということでございます。また、ほかの浸透水については何カ所か、測りますので、その辺で連続監視している状況に変化が見られたとかというような場合には、調査をするようにというようなことで対応させていただきたいと考えております。

あと、また さんのほうから市の事前 2ですとか、あるいは市の 2についても調査をしてほしいというような御意見をいただきましたけども、市の事前 2というのは西市道側のところの井戸でございますけども、これは近傍に井戸もございますので、年1回は調査をして、ほかとの関係に変化がないという確認のために、ちょっとさせていただこうかなと考えております。あと市の 2、これは一番下流側のところの井戸でございますけども、これはとりあえず調査はしないということでございますけども、地表面にかなり近いところの水を取るような井戸でございますので、これから処分場の外をもうちょっと広く調査をいたしますので、その辺も含めてどうするかということは、検討していきたいというふうに考えております。

あと前回、ちょっと最後のほうで さんから、ちょっと時間なしで、切る

ような形になって申し訳なかったんですけども、平成19年の高アルカリの水が出たときの対応のことについて御質問がございました。

これは処分場の入り口のところの4-1の井戸で、pH11を超えるような水が出たことに対する対応に限られた範囲でされたけども、もっとこれからそういうことがあったらみんなに知らせてというような趣旨かなというふうに考えておりますけども、前回配らせていただきました資料でも、この資料1の1-1ページの一番左側の欄の(4)のところ、汚染地下水の拡散による支障によるおそれのところののところですが、地域住民に地下水の飲用を控えるよう指導というふうに書いております。これ前は周辺住民というふうに書かせていただいておりますけど、この辺がごく一部の人に言うんじゃないかと、みんなにという御趣旨やったかなと思われましたので、ちょっと直させていただいて、当然、県としては皆さんに公開して、一部だけというふうには考えておりませんので、その辺はちょっと御理解いただきたいというふうに思います。

あと溶融の建屋の杭のところから浸透水が漏れているんじゃないかというふうな御質問がございました。それにつきまして、ちょっとあれから調べましたので、その結果について、ちょっと伊藤のほうから説明させていただきます。

主幹(滋賀県): それでは基礎杭について説明させていただきます。

ガス化溶融炉の施設の建設に伴いまして、現場には合計で150本の杭が設置されています。杭の長さは20メートルから24メートルのものが使用されています。杭の大きさにつきましては、現在、建屋がありますけども、その建屋の部分が600ミリ、60センチの杭、それ以外の部分は400ミリ、40センチの杭、この2種類が使われております。使用されている杭ですけれども、端と端まで同じ径のPHC杭というコンクリート製の杭が使用されています。

杭の設計ではks2層、砂礫層ですね、砂礫層が支持層ということで設計されておりまして、施工も設計どおりks2層まで入れております。廃棄物層があって、その下に粘土層のkc3ですね、それを抜けてその下のks2層、ここで上の施設を支えるという構造になっております。

どういう杭が打たれているかということなんですけども、今日配りました資料A4の横長のやつで、ガス化溶融炉の基礎杭についてという図面をちょっとご覧ください。

杭の工法にはいろんな種類があるんですけども、このガス化溶融炉で使われているのは、プレボーリング拡大根固め工法に分類される工法です。お配りました資料のほうには、回転ミルク根固め工法という名前が書いてありますけども、これはこのボーリングの施工メーカーによって、いろいろ名前のつけ方がありまして、今回施工しているところの名前が回転ミルク根固め工法、別名ケムン工法とも呼ばれている施工方法になります。この模式図に施工の手順が示してありますので、それをちょっと順に説明していきたいと

思います。この図面は、ジャパンパイル株式会社というところのホームページから引用させてもらっております。

施工の手順をちょっと説明しますと、まず、模式図でいきますと1番目ですけども、まず、杭を入れるための穴を掘削していくわけですけども、設置する杭の径よりも10センチ大きなオーガで穴を掘っていきます。

次、2番目、掘った穴が崩れてくるのを防ぐために杭の周りに入れる液体、杭周固定液と言いますが、ここの現場では、水とベントナイトとセメントの混合物、これを入れながら所定の位置まで、設計の深さまで掘っていきます。

次に、この掘削のシャフト、このオーガの先端部分から杭を固定するために、セメントミルクを底のほうから注入していきます。そして所定の量を入れた後に、今度は杭周固定液というのに入れ替えまして、同じく拌攪拌する先端から穴に流し込みながら、このシャフトを少しずつ上のほうに上げていって、この杭周固定液というのを充てんします。

それが終わりましたら、今度はPHC杭というのを上から押し込んでいきます。杭を押し込んでいきますと、杭の周りから杭周固定液があふれながら、杭がどンドンどンドン下のほうに入っていくということになります。そして図面では根固め液って書いてありますが、これがセメントミルク、セメントが固く固結する部分になりますけども、その中まで杭を押し込めて固定すると。こういうような構造になっております。

ですから杭の下のほう、杭の先端部分は固定液、セメントミルクによってしっかり固められておりますし、杭の周りはベントナイトとセメントの混合物で、周囲の地層と密着している構造となっておりますので、杭の周辺からの浸透というのは、ないというふうに考えております。

参事：今、ちょっと用意させていただいた説明は以上でございますが、ほかの点とかも含めまして、また、御質問等をよろしく願いいたします。

住民：それでは最初、私の質問に答えていただいたので、私のほうから2点ほど再質問させていただきますが、1点目は、お手元に先ほど何人かの方にお配りしたんですが地域環境新聞、うちの自治会が出しているものがあるかと思っておりますが、そこに書いてる最初の設問にかかわっていることです。

きょう詳しい資料をいただいたんですが、これを見てもよくわからないのが、処分場に有害物がどの程度残るかということなんですね。今回、6万5,000立方メートルの有害物を取り除くということはわかるんですが、その6万5,000立方メートルというのは、その処分場にある有害物の何%なのかがよくわからない。もし4分の1だとするならば35%、65%の有害物が現地に残るということになるわけで、これはできる限り取り除くと言っていた当初の約束に反するのではないかと考えざるを得ないんですね。だからこの対策工法によって、処分場に残る有害物というのはどのぐらいなのか。

今回、取り除くのは何%なのかをはっきり教えていただきたい、これが1点目です。

それから、もう1点目は、前回のお話の中でもあったかと思うんですが、対策工法の期間にかかわる話で1 - 7のところ、工事期間は4年から6年、工事完了後3年程度は水処理の継続が必要と書いてありますよね。ところが、この3年というのは、どう考えても特措法がちょうど10年だからというので、3年というふうにしたとしか思えないんですね。有害物がどの程度残るかにかかわるかと思うんですが、特措法の問題は置いて、実際、何年程度この水処理の継続が必要なのか、この工法をやることによって。これは有害物が、どの程度残るかにかかわる問題なんですけども、それは正直なところを教えていただきたい、これが2点目です。

以上、お願いします。

室長：それでは、まず最初の有害物がどれだけ残るのかということで、非常に難しい問題でございます。

一つは、有害物をできるだけ探して取るということで、有害物が地下水汚染の拡散ということを防ぐために溶け出すものを取るということで、やり方としてどういうルールでやっていくかと。有害物を探すルールとしては30メートルメッシュで、表層ガス調査をしながら場所を決めて、ボーリングしてということで、ずっとやって追い詰めてきたところが、この図面、いろいろなところに書いております小豆色の部分でございます。

今、これで全部探せたのかと言われると、そうなかなか全部が全部、探せるもんじゃないのということはおおるんですけども、そういうルールで探した有害物はここに書いておる、ちょっと絵であれなんですけど、小豆色のとこで書いておる。あるいは既存の調査で、西市道側のドラム缶を掘り出したときに基準を超えている部分があったり、あるいは今後掘っていく中で、ちょっとこれは想定のおおるんですけど、沈砂池の下を測ってみたらきっと、今でもちょっとボーリングで超えてるところがあるんで、それがどれだけあったということなんですけども、そういうルールで探せた有害物については、すべて出すということでございます。

ちょっと難しい話であれんですけども、あとその4分の1といいますのは、ここに入っておりますのが安定型の処分場ですので、安定型の廃棄物が入っておりますし、また、木くず、これは安定型のものじゃないんですけど、それが入っております。だから今まで見ておると、有害物というものじゃないんですけども、掘り出した中には木くずがあったり、あるいはガラスくずがあったり、いろんなものが混じっております。廃プラも同じで、廃プラも入れられるもんですけど、そういうものについては、埋め戻し材として使えないので取り除くというものが、全体から見ると、今までの組成からいうと20%ぐらいあるかなと。その中で、それは選別して処分しようということなんですけど、これは有害物というものじゃなくて、いわゆる埋め戻せない廃棄物

というものを選別して出す。

住民：単純に、有害物がどれくらい残るかを聞きたいんです。岡治さんがおっしゃるのは、そしたらもう100%これで取れるというふうに考えているんですか。100%とは言えなくても、99%これで取れると。そういうふうに県が言っていたら心強いんですが。

室長：そうはなかなか言えないんですけども、今の有害物の絞り込み方、ルールを決めてやってきたところで見つかったものについては、全部取るということでございます。これはメッシュ調査でボーリングをやっていきますので、それで全部わかったのかと言われると難しいかもわかりませんが、そういうルールで探せたものは全部取るということでございます。だから25%とか20%とか、それについては廃棄物という、廃プラなり木くずなりそういうもので、それは、有害物というのとは、また分けて考えていただきたいと思えます。

住民：あのね調査自体が、有害物をできるだけ除去するための調査だったんですよ。そうしたら、そのためにやった結果として取ったということは、もう100%に近いものが取れたと言ってもらわなくちゃ困るんだけども。

室長：だから、それは難しい話ですけど、30メートルメッシュでメッシュ調査をやっていこうと。30メートルメッシュで一番の疑いがあるところを見つけるために表層ガス調査をしながら、その場所を決めて、全体をボーリング調査をして、出てきたところの広がりを見てきたということですので、この調査で見つかったものは、これで、

住民：この調査で見つからなかったものは、どの程度見込んでいるんですか。

室長：それはもともとこの調査を始める前に、これ全部が取り切れるもんじゃないということを経験してきたもんですけども、

住民：知ってるけれども、言ってることがわからないな。調査自体は、有害物をできるだけ取り除くための調査だったんでしょう。

室長：そうです。

住民：それで調査をやったんだよね。それで今回、それに基づいて調査を、有害物を取り除くということは、ほとんど99%取り除くという工法が出てきたということにならない。

室長：もともと皆さんと話させてもらいながら、有害物の探し方で探したものは全部出す、この、

住民：いや、探せなかったのは、どの程度あるんですかって聞いている、だから。

室長：だから有害物の、ちょっとこの話は難しいといいますが、有害物の単位といいますが、濃度なり量なりっていう部分があるので、どれだけが出たのかということは、なかなか言い切れるものではないんですけども、もともとこの有害物を探していくためにルールを決めて、それを順次追い詰めていった有害物をこうやって確定していったということでございますので、皆さんに私もそういうふうに言えたらいいんですけど、約75%取れましたと言えたらいいんですけど、それはなかなかちょっと言えるもんじゃない。こういうルールでやっていった有害物を探すと、一生懸命探したと。これは30メートルメッシュでなかなか合意、

住民：そうすると今回の調査で、何%の有害物が取れたかわからないということ。

室長：今の方法で皆さんと御協議させていただきながら、追い詰めていった有害物は取るということです。

住民：わからないということだね。今回取るのは、全体の有害物の中の何%になるかわからないということだね、結局、今言えないということは。

室長：何%というのは、なかなかちょっと言えないかなと。

住民：言えないわね。ということは、どれくらい残ってるかわからない。

そうすると浄化にかかるのは、これはさっきの2番目の設問なんだけど、それもわからないじゃない、そしたら、どのくらい有害物があるかわからないから。

室長：それはわかりませんね。浄化にかかる、これは3年程度って書いてますけど、これは当然、下水道に投入しますので、下水道の投入基準を安定してクリアできたら。

住民：その3年程度という、その計算根拠はどこにあるの、そしたら。

室長：これは先ほどさんが言うてくれはった、これは全然、科学的根拠はありません。4年から6年工事にかかって、3年くらい水処理が要るよと。

住民：根拠がないのね。

室長：特措法の期間、全部こういうことで使いますよと。あと、それを超えても、当然、水処理が必要やったらやりますよと、こういうことでございます。

住民：つまりきれいになるという確証はないわけだ、3年やってね。だから3年というのは、特措法のお金が続くから3年間はやりますよと言ってるだけの話であって、それ以上必要になってくるかもしれないけども、

室長：それ以降は、県の単費で続けていくということです。

住民：続けていくんですか。

室長：これは当然、続けていくことになります。

住民：3年程度というのは、じゃあ間違っているじゃないですか。最低3年以上とかいうことですよ。

室長：確かにこれは、もう3年でやめるということは絶対ございません。それまでに処理する必要がなかったら、とめるだけのことです。

住民：そうするとトータルコストはどのくらいかかるんですか。

長い間、最初の原位置浄化策のときにもあったんだけど、最初に有害物をできるだけ取っていけば浄化するのに時間がかからない。ところが中途半端に残しておく、結局はトータルコストで浄化にそれだけ時間がかかるから高くなると。だからそれだったら、初めから全部探して取ったほうがいいじゃないかという議論があったわけだね。それを踏まえて今回出てきてるんだけど、結局、同じじゃない。有害物がどの程度残るかもわからない。3年は法律があるからやるけども、いつまでかかるかわからない。これじゃ県民の税金が最終的に、この工法でやることによって本当に有効に使うものなのかどうかはわからないじゃん。

室長：それがわかるといいんですけども、今、有害物を探したところを見ていただきますと、第一処分場のあたりに固まっておったり、あるいは西市道側にもドラム缶が埋まってたところ問題ありますし、沈砂池のあたりにもある。大体傾向としては、この辺に固まっているなということがわかってきましたし、そこについては広がりを見ると、確かに広がっていたということもございまして、こういうところに有害物があったということがわかって、できるだけ取るということですので、わかったところは取る。

当然、水処理については、今のところ下水道に投入ということでございますので、下水道投入できる基準を安定して下回ると。もうこれは水処理しない

でもいいなというところのめどがついたときまでやるということです。

住民：できる限り取るというのは、我々は住民の立場からすると、本当に探して取るという感覚があるんだけど、どうやら県の皆さんの感覚は、法律の範囲のできる限り取ると、お金の範囲でできる限り取ると、そう言っているように聞こえるんだけど、違いますか。

室長：そう言うてもらうと調査の限界というのがあるんですけど、調査のやり方にもいろいろあって、30メートルメッシュの中でどうせやるんやったら、もう一番いいところをボーリングしようということで、表層ガス調査しながら、いろいろ工夫しながら当たる確率の高いように、なるべく当たるようにというようなことで、いろいろ工夫しながらやってきたというのが、できるだけ探したということのように私は考えております。

ちょっとお間違いないようお願いしたいのは、有害物を除去することと、底面遮水とか側面遮水のために掘った廃棄物をなるべく有効にするために、無害な埋め戻し土として活用できるものについては埋め戻すと。そのときに木くずとか廃プラとかは、それは埋め戻せないだろうと見て取る。それについては有害物という感覚じゃなくて、埋め戻し材を選別する残りのものということで、廃棄物として場外処分する。それが20%とか25%とかということになってきますので、それを全体の埋め立て量に掛けて、その量を求めたのが有害物というのとはちょっと違いますので、そこはちょっと御理解いただきたい。

住民：それは理解する。だから話は戻るんだけど、この工法によって、じゃあそういうものを除いた本当の有害物はどの程度取れて、どの程度残るのかと。それがわからなければ、対策の効率がいいか悪いかわからないじゃん、この工法の効率がいいのか悪いのかが。

室長：確かにこれで全部取れたと、もう一つも残ってないと、そんなことはないことでございます。だからしっかりと目に見える形で、底面なり側面なりを遮水しながら水が漏れないようにして、水処理をしなくてもいいようになるまで水処理していくということでございます。

なかなか さんのおっしゃっておられることに、私、スカッと答えられたら一番いいんですけど、何十%残ったと言えたら、それはもう取ればいいんですけど、それは今の探し方で最善の方法を尽くして、こうやって見つけたというところを全部取るということでございます。

住民：どのくらい残るかわからないんだったら、それはもう総量を減らすしかないね。どこに、どのくらい残っているかわからないんだったら、あとはその処分場にある廃棄物の総量を減らすことによってしか、有害度がどの程度

下がるかはわからないじゃない。そうすると総量を減らすということになると、6万5,000立方メートルじゃ余りにも少くないか。

室長：今、地下水が地下水環境基準を超えてる項目について、ひ素なり、あるいはVOCの一部のものなりというものについては、原因物としてひ素がかなり多いんですけど、ひ素は地下水に出てます。そういうものが、ここでこうやって見つかっておるといことなので、これを取ることで地下水の、

住民：私、岡治さんに申しわけないけど、県を信用してないんですよ、基本的に。高アルカリ水のと時も高アルカリ水の原因物取りましたと、これで下がりますって、全然、高アルカリが下がらなかった。それから深掘穴のと時も、あそこも地下水層を破っているんです、あそこを工事すれば直りますって、全然、地下水汚染は変わってないじゃないですか。これは限られた調査だけでやって、そこだけばんそこを張るような手当てしてるからです。今回もそうで、持ってるばんそこはこれしかないから、それでとりあえずやりますと。それでまだ被害が広がるようだったら、それはずっと水処理をしなければいけませんって言うだけであって、全然説得力がない。

室長：お言葉を返すようなんですけど、この調査の仕方というのは、こうやってやっていこうということに基づいて、ずっと追い詰めてきたものでございますので。

住民：我々も同意してきたよ。だけでもその結果が最終的に、これはもう最後ですよ。それをちゃんと生かしてもらわないと、6.5は余りにも少な過ぎるでしょう。

室長：もともとどれだけあって、どれだけ取れるかということがわかるというようなことは、なかなかちょっと。もともとそういう、

住民：有害物を、できるだけ撤去するための調査だったんでしょう。

室長：そうです。だから一生懸命、できるだけ探したということです。

住民：だから、じゃあこれで見つけられる有害物は99%は取れるんですかって言うてるの、そう言ってもらわなくちゃ困るでしょうという。

室長：だから今の有害物調査をして、できる限りの30メートルメッシュ、10メートルに区切ってやっていくという調査で見つかったものとしては、これは非常によく見つかったというように私は思うとるんですけど。

住民：だからそれは99%、ほとんどこの処分場の有害物は、この対策工で取れるんですね。

室長：今の調査方法で見つけられることとしては、非常によく見つかっていると、こういうふうに思っているんです。これはもうこれしかしゃあない。

もともとそういう調査で、できるだけ探して取るというのは、そういう意味でございますので、一生懸命探したというところが、こういうところで非常に深いとこまでひ素なりのものが見つかったと。あるいは特管物のVOCの濃いものが見つかったと、こういうふうに考えております。あと、また沈砂池の下にも今超えているものがありますし、その下流の井戸で出ているものが、この辺に原因があるのではないかとということについては、ここを地山まで掘って底面も見てやりますので、そこでもまたわかってくるのかなと思っております。

あと当然、全部が全部取れるもんじゃないということもありますので、しっかりと目で見た形で、目で見える形で底面遮水、側面遮水して、ここをくみ上げて、浸透水をできるだけ水位を下げるといふことの対策とあわせて、これ全体の総合対策としてやっていきたいなと、こういうふうに考えます。

住民：水かけ論になるので、ちょっと角度を変えた質問ですけれども、西側の市道のところのドラム缶調査ですね。私、あれ立ち会って見たんですけども、黒いどろっとした油のようなものが、ビニールシートのようなものと一緒になって、土砂も一緒になって掘り出されてくるんですね。しばらくすると乾いて普通の土の色に変わるんですけども、掘ったときにはテカテカしてるんですね。見た目にこれは土砂全体が、そこに不法投棄された何らかの廃油であるか何かわかりませんが、そういったもので汚染されてるなというふうにわかるんですけども、あれを見ていると、あそこの西側処分場のものうち汚染されてないのが、埋め戻しに使えるものが4分の1とはとても思えなくて、掘ったものは全部あれ、もうこんなものはここに置いちゃいけないよというようなものだと思うんだけど、実質その4分の1というのは場所によって違うでしょう、その辺はどう考えるんですか。

室長：それは場所によって違うと思います。確かに西市道側のドラム缶が出てきたところの区画では、溶出量基準を超えてるところもございまして、全然何も埋まってないところは、木くずとか廃プラの率以外は埋め戻しできる。あるいは率が違うので、悪いとこがあったらそれは取って、取った上で、あと大丈夫なものの木くずとか廃プラを除いたものを埋め戻すということですので、場所によって埋め戻し率が変わってくるということと想っています。

住民：そうすると、搬出しなければならないものというのは、想定よりも多くなる可能性は認めるんですか。

室長：それは認めます。沈砂池の下あたりも一定見込んでますが、これは掘ってみないとわからないということでございますので、今は想定でやっていますので、こういう数字を出させてもろてるということです。

住民：そうすると、例えば25万立米を掘って20万立米ぐらいが、もうこれは埋め戻せないということもあり得ますよね。

室長：悪いものがずっと出てきたら、そういうこともあり得るということですよ。ね。

住民：そのときには予算がこれだから、これ以上はもう持ち出せませんということになるんですか。

室長：そのためにこれからまた調査もしますし、25のうち20が出さんならんということに、なかなかならないのかなと思ってはおるんですけど、単位体積あたり、ちょっとそれもまた皆さんとお話し合いをさせてもらわなアカンんですけども、埋め戻せるか、埋め戻せないかの判断をしながら埋め戻していきたいと。

住民：できるだけ有害物を撤去するというのか、できるだけ有害物をそこに置くというのか、そこは大きな違いなんだよね。なんか岡治さんの話を聞いていると、できるだけ埋め戻せるものは、埋め戻したいんだと言ってるような気がするんです。

室長：感情的に、これはと言うんじゃないで、淡々とルールに基づいて掘って、ルールに基づいて埋め戻していくということをやっていくのであって、私がそこでできるだけいうて頑張るって感情的に言えるものじゃないので、その結果として。

住民：その判定は、どういうふうに行いますか。

室長：それはまた、詰めていかさせていただく必要があるかなと思っています。今のところいろんなことを想定しながら、この数字を出させてもろてますけども、これはほんまの想定でございまして、この組成が違うかもわかりません。これは場所によって大分違いますので、土の多いところ、廃プラの多いところいろいろありますので、それは何カ所かの平均で大体8割ぐらいは、コンクリート殻とか土、土砂系、合わせると8割というところでございますけども、廃プラが多かったり木くずが多かったりするところもございまして、場合によっては沈砂池の下あたりに非常に悪いものが多かったら、そ

こは半分出すというようなこともあるかも知れません。

住民：ちなみに、この平成19年度の調査の組成は、どこの地点のデータですか。

室長：済みません、探している間にちょっと。藤本が家族の方をちょっと病院に連れて行ってまして、ちょっと長引きまして、それを来はるまでに言おうと思ってたんですけど、時間がなくて。

司会：ほかにちょっと質問される方が、もしいらっしゃらなければ、ちょっと引き続きという形で一たん、ちょっと時間がかかりますので、もう1回後でやっていただくということで構わないですかね。

室長：ボーリングのコアで掘り上げた地層から出てきたものを組成分析してまして。1カ所は今、深く掘ろうとしている経堂池側の2カ所の深いところのうちの　　のほうの深いところ、A-3というところがあるんですけど、このボーリングコア、それから　　の集会所のあるところの近くにあるC-1という井戸がございますけど、そのこのところ。

住民：それC-1とA-3、この二つですか。

室長：それと今、廃棄物を仮置きしてありますところのちょっと右側にC-3という、ここのところ。それから、ばらばらで申しわけないですけど、南側焼却炉の近くにE-2というのがあるんですけど、ここのところ。それから入り口、西市道側のほうから処分場へ上がっていく途中の左のところ、E-4というのがあるんですけど、この5カ所のボーリングのコアを分析したというものでございます。

住民：この5カ所は大体、今回掘るところじゃないじゃないですか。

室長：そうです。だからこれについては、今後、その組成を調査していく必要がございます。ただ、今ここの掘るところの組成を今まだ調査しておりませんので、前の全体のこういうところの平均を使いながら、あるいはA-3あたりは結構、

住民：どのぐらい。これは平均じゃなくて、それぞれのボーリングコアのばらつきはどうなんですか、ほぼこれなんですか。平均しちゃうと、全然違った特徴がならされてしまうんだけれども。

参事：やっぱりボーリング孔ごとに違います。今の土砂主体部分が多いところ、少ないところがございます。今回、大規模に掘ろうとしております西市道側

の経堂池。A - 3でしたら、これは大体24対76ぐらいです。例えばE - 4なんかでしたら89%ぐらいが土砂とかアスファルト殻、コンクリート殻で、11%ぐらいがそれ以外のものというようなことで、場所によってかなり開きがあります。ちょっとその辺を考慮しまして、先ほどそれぞれの箇所ごとで、大体何立米ぐらいというのを言わせていただいたんですけど、ちょっとこれも考慮しまして変えております。

これから実際、西市道側ですとかを掘削したらどうなるんやというあたりは、もうちょっと調査しないとわからないし、もっと言えば、場所によって大きく違うことが考えられますので、工事を進めていけば、ちょっと変わってくるというようなことも考えられるかなとは思っております。

住民：今の問題にちょっと関連してなんですけれども、先ほどおっしゃった下水道基準をクリアするまで行うということは、これは水処理の問題であって、くみ上げ自体はずっとやるんでしょう。いつまでかわかんけど、永久になるかもかわかんけども、やるということですね。

それと今の組成分析も、これ75%近くが土砂とかプラスチックとかそういうのやったと。だから埋め戻せるといけど、実際に掘ったときに、今まで処分場を掘ったときは全部土は真っ黒です、きれいな土で出てきたことがほとんどない、真っ黒。あれどうやって分別するの。そんなに簡単にいかないでしょう、はっきり言って。その中にこそ、そういうところにこそ有害物質がくっついてるんです。

そして先ほど、できるだけ探しにいくと言ってたけど、実際はPCBにしたって、1、4 - ジオキサンにしたって何のあれでもないし、もうほとんどあんな状態やったら、取り除かないかんやろうというような状態であっても、取り除こうというのは一切言及してないし、無視してるわね。それで本当に一生懸命取り除こうとしていると言えます？ちょっと僕は違うと言ってるわけ。

それと先ほどの1年間の処理費用、どれぐらいかかるのかということのもちょっと教えていただきたい。

室長：先ほどの水処理の話は下水道に投入しますので、下水道に投入できるのが安定したら処理はせんでもいいですけど、ここはもう浸透水の水位を下げるためにあそこに溜めて、それを引き上げますので、そのポンプアップはずっとする必要があるということです。

それから水処理施設の稼働の経費ですけど、これからちょっといろんな引き上げる水の量なり、あるいはどういう期間、何立米の容量の能力が要るのかという話とか、ずっと計算をしていく必要がございまして、たくさんの量を引き上げるときには、それなりの施設を稼働ささなあかんし、もう安定してきてキャッピングも終わって、地下水が入ってこんなようなコントロールがで

きたらある程度少なくなりますし、それは幾らかというのは今なかなか、ちょっとはつきりは言えませんが、今後設計してやっていく必要があると思ってます。安いもんじゃございませんので、数千万円ぐらいの金額になるかなと思ってますけども、その量的には、工事中は多く引き上げる必要もございましょうし、最後できてしもたら、もうキャッピングもできて、地下水も入らんようになったら、ある程度押さえられたら、もうどんだけ上げんならんのかなというところで、その辺はちょっと今後設計しながら考えていく必要がある。効率よく後の維持管理ができるようなことを考えていく必要があると思ってます。

あとジオキサンですけど、この間ちょっと話に出てきましたけど、基準はないんですけども、ジオキサンを溶出した溶出液が地下水環境基準を超えてるところがありますので、これについては今は基準がないんですけど、有害物調査検討委員会の委員さんに意見を聞いてみようかなというふうに考えています。

住民：ジオキサンは、調査委員の先生に相談されるということですね。

住民：この数千万円は、これは年ですか、年間にこれだけ要りますということですか。

室長：容量もまだ決まっていませんので、いいかげんな数字は言えませんが、数千万円単位なのかなというふうに思ってます。

住民：ポンプアップだけでも相当要りますよね、ポンプを動かさならんから。それで負圧にせんならんわけでしょう、周囲の水位よりも低くせんならんわけでしょう。よっぽどでないとならんと負圧で下がらない。

室長：負圧というか、浸透水の水位をできるだけ下げていくことなんで、地下水ができるだけ入ってこんようにした上で、そこに溜まった浸透水をできるだけ汲み上げてということなんで、当然負圧っていうか、その沈砂池のところを低くして、そこへ集めて、そこをできるだけ汲み揚げると。

住民：それと先ほどの有害物の除去に関して、カ-5の-n1ですけど、これテトラクロロエチレン7.0出てますけども、ここについては先ほどの計画になってないんですよ。すぐ横はなってますけども、カ-5の-n5は掘ることになってますね。これ11.5メートルから14.5メートルになっているんですね。でも、カ-5の-n1のテトラクロロエチレン7.0出てるところについては、掘る計画に今のところはなってますけども、これは一つ追加していただいけませんか、すぐ横ですので。

第一、そこまで表面は掘らんならんですよね。勾配で掘っていこうと思うた

ら、45度なり何度か知らんけど掘るとしたら、これ深さ11.5から14.5メートルまで掘ろうと思うたらね、隣まで当然掘らんと掘れないんで、それならカー5の-n1も、これはテトラクロロエチレン、これ1、2-ジクロロエチレンに変わるんですからね、これ地下水汚染してるんやから、原因物質ですから調査してください。

室長：今言うてはるのは、孔内ガスの数字を見て言うてはるんですけど、これ二次調査のボーリングにつきましても、できるだけ出てきたら探そうということで、VOCのガス調査をしながら掘りました。VOCのガス調査して出てきたところはVOCの溶出試験をやってます。溶出試験では出てないんです。

住民：そもそも溶出試験というのは、僕らが安心できるもんじゃないんですよ、含有じゃないんやからね。やはり前から言ってたように、ヘキサンとかああいうもんで強制的に抽出して分析すべきなんですよ、本来は、本当に有害物を取り除こうと思うんやったらね。それをしないというのは、中性にわざわざしてること自体に問題があるんやからね、それをね、これでオーケーとは僕らはとても言えないです。

室長：ガスが出たところについては、溶出試験をやってみたということです。

住民：だからその溶出試験自体を、僕らはよしと思ってないわけですよ。すぐ横やったら、ここはぜひとも一緒に組み入れていただきたい。どうせここまで掘るでしょう、表面を掘りますやろ。

室長：ガスが出てきたところって、ここで溶出試験して出てないところを掘っても余り意味がないのかなと思います。

住民：それは勝手に思ってるんであって、本当は実際あっても溶出で出にくかっただけかもしれん、わからないですよ、それは。それやったらA-3やとか、ああいうところでたくさん出てるわけです、ほかのものが。出てるのに、今回は出てないところがいっぱい出てくる自体がおかしいのや、本当言うたら。

課長（滋賀県）：溶出試験方法でいわゆる有機物質ですね、VOC関係の溶出試験については、これは皆さんの議論がないとこやと思ってます。つまりテトラクロロエチレンであっても、溶けにくいというだけであって水には溶けるんですよ。1,000ppmぐらいやったら溶けるわけですから、今ここで溶出試験をやって出てこないというのは、明らかにそこにはないという結果だと思ってます。ですから、それをノルマルヘキサンみたいな油にわざわざ溶かし出してという話にはならないと。重金属では、皆さんの議論が大分ありましたけども。

住民：そしたら海洋投棄のときに決められたのは、何のために決められたんですか。溶けるからでしょう。それだってあるかないか問題だから決められているわけですよ、海洋投棄のときには。それなのに今回の場合は溶出試験で、それでええんやということ自体がおかしいです、本当いうと。これで本当に僕らが安心できるように撤去します、できるだけ取りますというのとは、これは相反しているんです。

課長：だから、それは原則もう全然違っていると思います。海洋投棄はもう別の話です。それは海の中へ粒を入れる状態と、土砂の中に水がある状態と。

住民：いや、あなたの言い方はもういい。いつも僕らはあなたから聞いても今まで納得したことはないんです、1回も。そやからいいです。だけど僕らはこれを調査していただきたい、そう思ってます、はっきりと言います。

その次の話を言います。次、鉛直遮水工の話が前回出てましたよね。これの深さ、方法、それから材質とか、こういうことはどのように考えておられるんですか。

それともう一つは、前にも言うてましたけど、のほうはモニタリングの井戸がないと。それについては、やはりいろんな工事するということは、やはりそっちのほうへ有害物が余計に流れる可能性も出てくるわけやから、やっぱりそこらちょっとお答えいただけますか。

参事：遮水壁につきましては、今の材質とかはこれから考えていくことになるかと思えます。今想定しておりますのはk s 3層までですので、その下の粘土層までということですので、平均20メートルぐらい、延長で300メートルぐらいで、平米数にしますと6,000平米ぐらいということ想定してます。

遮水壁の工法は、前の原位置浄化策で言うてたときは、セメント遮水壁ということでやっておりました。その辺を基本に、まずは考えていくのかなと。あとは個々の状況に応じて、別の工法とかも含めて検討していくということで、今これですということは、ちょっとないんですけど、そういうセメント遮水壁をとりあえずは基準というか、まずは想定して、あと状況に応じて、ほかの方法も検討していくということになるかと思えます。

住民：k s 2の、

参事：k s 3層のところの水をとめるんで、その下まで入れると。その下の粘土層まで入れると。

住民：k s 3の下まで入れるということは、大体深さ何メートルぐらいになるんですか。

参事：大体20メートルぐらいになります。

住民：それで工法は、これからまた考えると。

参事：そうなりますね。

住民：新設の井戸については、どうなります。

室長： 井戸の件ですけども、今、土地のほうは、なかなか県の土地とか市の土地とかなかったりしますので、個人の土地、ほかのとも含めて個人のところに井戸を掘るといのは、ずっと長く設置するものですので、ちょっと難しいかなと思いつながら、それでも確かにそっちのほうにございませんので、それを測れるところをちょっと考えながらやっております、ここに国1バイパスが通りますので、その反対側になるんですけども、市の土地の国際情報高校側に国1バイパスをつくっていきますので、その向こう側のほうに設置をしようということで計画しております。

住民：それは今現在考えているのと、大して変わらんの違うの。

室長：前回、皆さんのほうにもお配りさせていただきました周辺地下水調査・高密度電気探査位置図、資料4でございますが、A4のものでございますけれども、これのH24-1、それとも団地の中ではなかなかできませんがH24-8、これは工技センターの土地ですけども、ここに設置をしたいなど。

住民：H24-1ですやろ、全然場所が違いますよね。僕が心配してるのは、に流れてるんじゃないかということ懸念してるわけですよ。

室長：確かにそっちはないんですけども、なかなか場所的に難しいので、それを補う形で両端に掘らしてもらおうかなと。

住民：大分離れますけれども、今、道路つくってますよね、そして名神もあると。あそこらの間あたりで、どこか国有地とかそういう感じで、ちょっとしてもらえないんですか、話しかけるといことはできないんですか。

前は国交省のそのデータをいただくとか、そういうような話も出てましたよね。それももらってないみたいなんですけども、やはりそこにボーリングを入れるなりして、へ流れてないかということ調べていただきたい、そういうふうに思ってます。

室長：国1のほうのボーリングもちょっと確認させてもらいましたけど、かなり浅いボーリングでして、

住民：ここの場所ですね。

室長：地盤の基礎の確実さを見るためのボーリングしかやっておられないので、なかなかちょっと間に合うものがなかったなというところでございます。

住民：一度これ検討してもらえませんか。今言うたような、国交省の土地とかそういうところら辺で。

室長：かなり遠いと、あるかもわかりませんが、なかなかここがどうなのかというのが、なかなかちょっとそこまでいくとわからないかなということです。

住民：それは難しいかもしれませんが、団地もあるわけだし、

室長：おっしゃられるように、そこは間が空いたんで、何とかないのかなと思いつつながら、いろいろ探させていただきましたけど、ちょっとなかなかこの間には難しいなと。

住民：少し離れてでも調べてもらえませんか。

室長：ただ、k s 3が確かに切れておりますので、ここのk s 3もしっかりと遮水したいなと思っておりますので。

住民：遮水は別に、僕自身は個人的には反対はしてないんですけど、ただ、有害物がそこに流れているんじゃないかということ調べていただきたいということなんです、ぜひともお願いします。

室長：間が空いてるのに、ここに何か一つあればいいなということでは私も思うんですけど、なかなか適地がなくて、遠過ぎると、どういう水を測っているのか、何の影響なのかよくわからんところがございまして、そういう思いを持ちながら、8と1をここに設置をしたいなということでございます。

住民：いやいや、それでオーケーはできない。8と1をやりましたから、それで僕らは納得できないですよ。間を言ってるんですから。やっぱりそれは、

室長：わかってはおるんですけど、なかなか適地がないんです。

住民：いやいや、適地がないじゃない。そこの道のところやったらできるでしょうと言ってるんですよ。やはりそこら辺も国なりに働きかけてお願いしてでも、やはりそこをボーリングさせてもらうのと違いますかいうて、それを検討してください。検討というか、もうほんまに進めてください。

住民：小野なんですけども、今、国1バイパスの件が出ましたので、5月27日に総会がありまして、そのときにバイパスの説明をしていただいたんですけどね、そこでやっぱり住民の方から出たのは、経堂池の上のほうに今問題になってます、あのRDがあるので、その特に水処理の問題についてしっかりしてほしいというような意見が出ていました。

それと白鬚神社の下流のほうなんですけども、その田んぼの持ち主の方が、今は小野と違って、六地藏の方はもう耕作はしておられないところなんですけど、その方と話したら、ちょっとやっぱりその田んぼの汚染なのか、経堂池の検査については市のほうでもしてもらってるところは、あんまり影響ないようなことなんですけども、その方はやっぱりちょっとそこらも心配なので、調査をしてもらえんやろうかというような意見が出てました。

それと総会で問題になっていたのは、役員会なりそういうところでとか、総会でもこちらから今の状況について話をしてますし、また、新聞とかテレビとかで報道されているんですけども、やっぱり初めのときに知事に来ていただいて、地区ごとに回って説明をしていただきましたね。ああいうような形での話し合いをもってもらいたいという意見が出てたんです。

調印とかそういうなんで、テレビとかでは住民の方は知っておられますけども、実際にどのような形で動いていくのかということを知りたいということです。もってもらえるようでしたら、もっていただきたいんですけども。もし、それがだめな場合は、やはりこれだけ大分動いていますので、市全体の、6自治会はあれですけども、栗東市全体で何かそういう説明会をしていただいて、こういう形で進めていくということを、ただ周辺自治会だけなしに栗東市全体の方に、こういう形でやっていくというような場所を設けてもらえないのかなと、ちょっとそれは思っているんですけど。

管理監（滋賀県）：栗東市さんのほうには、この前も議会の委員さんのほうには、この内容について説明をさせていただきました。基本的には、これ支障の除去という観点から言いますと、こういうような形で関係している自治会の方等に説明さしてもらうのが、まず第一やなと。また、この栗東市全体の問題という話であれば、例えば栗東市全体の区長会とかいうところで説明せえと言われるんだったら、そういうところへは行かせてもらうというつもりはしておりますけども、改めてどこかの大きな場所をとってということは、今のところは考えておりません。

室長：それから各自治会で話をせえということであれば、いつでも私らは寄せて

いただきますので、よろしく申し上げます。ただ、今まで個別に回るなという話も当初ありましたので、そういうことを思うてんですけど、来てどういことをしようと思ってるのか、言ってくれと、来いということであれば寄せていただきます。

住民：前回の苦い経験があるんで、今後の手順について今ちょっと話が出たので確認したいのですが、環境審議会が開かれてるようですね。これは前回のときには環境審議会は、かなりもう煮詰まった段階で開催されてたと思うんですけど、今回なんかはほとんど我々の協議と同時並行的なような形。

このあと、特措法申請には住民同意ということが必要になるんですけども、前回は我々の協議がうまくいかなかったら、今度は栗東市の同意だと、それで構わないんだということで、我々はそでにされてしまったような気がするんですけど、今後どういう手順でものが流れるんですか。

今の段階では、この案はちょっと我々としても自治会内部に提案して、臨時総会を開いて、受け入れるかどうかを審議しなきゃいけないんですけども、まだちょっと我々も提案できかねる内容なんですね、余りにも不確定な部分が多過ぎますから。そういうような段階で次々と審議会が開かれたり、議会への話し合いなんかをされてしまうと、ちょっと我々としても戸惑ってしまって、既成事実がどんどんどんどん積み上がってしまうんじゃないかという不安があるんですが、その点を教えていただきたいんですが。

管理監：まず、1点目の議会の関係でございますが、いわゆるこの前もお示ししております40億円から70億円の多額の予算を伴うという行為でございますので、当然のことながら、こういうふうに決まりましたというような形で議会に説明することは行政としてはできませんので、そういう意味で、今こういうような形で考えております。こういうような内容で、

住民：いや、県議会はどうでもいいんですが、栗東市のほうに対してはどうですか。前は栗東市が臨時議会を開いて、それで受け入れを決めたんですよね。だから栗東市に対しての対応は、どのように考えていらっしゃるんですか。

管理監：この産廃特措法につきましては、その実施計画書の中で、環境審議会の意見と地元自治体の意見をそこに書き込むことという形になっておりますので、栗東市さんと環境審議会には意見を賜る必要がございます。

環境審議会をこの6月6日にさせていただくのは、前回は一次対策というのは夏ぐらいから急にばたばたとやって、大変地元の自治会さんにも御協力をいただいたんですけども、そういう形の中で、ばたばたと環境審議会に諮らせていただいたということなので、それよりも、同じように二次対策工につきましても当然のことながら、環境審議会の委員さんに意見を賜る必要がございます。その場合に、前回と同様に押し迫って、もう出す間に意見をも

らうのは大変失礼というのと、もう1点は今回の環境審議会の委員さんが交代しておられます、そういうことから、この第1回目の委員交代の総会があって、その後に廃棄物部会を開かせていただいて、まずは今、RDはこういう状況で、過去の経緯もこうですよ。今こういうような形で二次対策について考えておりますという、議会にも皆様方にも御説明した内容を、まず情報として委員さんに知っておいてもらう必要があると。その後で適宜、環境審議会にもさらに進捗具合等を報告しながら、実施計画が一定まとまった段階で意見を聞くというような段取りで今考えております。

住民：じゃあ我々との話し合いとの関係はどうなんですか。つまり我々としての大体一致点ができない段階で、それ以外の手続が進むことに対しては、不安をおぼえるというのが先ほどの質問の趣旨なんですが、前回のように我々の話し合いが膠着するようでしたら、もうおまえらはほっといて、おれは栗東市議会に同意を取ったらこれでいいんだと、あと環境審議会に諮ればいいんだというふうに見切り発車されるのかなという不安を感じてるので、その確認なんですけども。

管理監：我々としては、前回の一次対策もそうでしたけれども、ここでもって協定書等の地元の同意をいただいた、それを踏まえて実施計画をこういうふうにしましたというふうな形でいきたいというのが我々の思いですので、今こういう形で基本的な方向を、それはこういう形でやらせていただきたいということを、今、御説明させてもらっているということでございます。

住民：我々との協定書が大前提で、その後の手続が進むというふうに考えてよろしいですか。

管理監：その協定書を締結させていただいて、その中で意見を聞きたいというふうに思っております。

ただ、そういう意味で、さらなる御協力をお願いしたいというのは、もう日程的な問題がありますので、今年度中という部分がございまして、その点の絶大なる御協力だけはいただきたいというふうに思っております。

住民：念のために確認しますけれども、我々の協定書ができなくても栗東市との合意があれば、特措法では問題ないんだというふうに前回そちらは突っ走ったんですが、それはもうしないと考えていいんですね。

管理監：制度上はそうなっておりますが、そういうことにならないように、今、我々は努力しているということです。

住民：県の対策工で有害物は出しますと、確認されたものは出しますということ

なんですね。k s 3 が傷んでいるところは修復します。この処分場はk s 2 の地下水に有害物が流れ出てきてるわけですね。それが問題だと、地下汚染という。で、我々が十年来ずっとお願いしてるのは、その地下汚染しているその原因物を除去してくださいというのが基本なんです。この県が言う、ちゃんと住民と話し合っ、そして有害物を出したやないかということなら、そしたらそのk s 2 の地下汚染は、それでとまればいいんですけど、ここ今、県が出そうとしている有害物、これは原因物、地下汚染の原因となっている有害物なんでしょうか。というふうに、そこ我々は何かほかにあるような気がしますがね、それが一つ。そのへん、我々が今言わんとしてることは、地下汚染している原因物を出してくださいよという、除去してくださいよということなんです。

それともう一つ、k s 3 はこうやって直しましょうと、底が破損しているところはちゃんとする。k s 2 は別にさわりませんよということですね、基本的に。それでk s 3 のそれをこうやって直すことにして、k s 2 への汚染はとまるんでしょうか。それと、とまるとしたら、じゃあk s 3 のどの部分からk s 2 へ落ち込んでいるんでしょうか。その水質的な関連性、有害物の関連性というのをちょっと教えていただきたいんです。

室長：今の対策工の一番肝心な部分は、k s 2 へ穴があいているところを、底面を遮水してk s 3 へ落ちないようにするというのが、まず第1点でございます。k s 3 はその上の砂層でございますので、今、西市道側と経堂池側のほうのところについては地山まで掘って、横にきている砂層を目に見える形で遮水をしようというものでございますし、については、ここは掘りませんので、鉛直遮水工でk s 3 をとめようというものでございます。

だからk s 2 については、今、100本近くボーリングをここにしまして、粘土層がなくなって砂層のあるところ、西市道側の入り口近くのところ、それと沈砂池の下は、これはちょっとボーリングをしたところ、何十センチか粘土層がありましたけど、ちょっと変えたらもうないかもわからんというところ。

それから、これは さんも言うてくれはる、この上のほうのA - 3 のところの深く掘れてるところ、ここはちょっとまだ調査は要りますけれども、k s 2 に穴があいている可能性があるところというところで、ここはもう地山まで取って、砂層が出てるところを目で確認して底面遮水をしようということでございます。

住民：k s 2 に影響しているのは、その2カ所プラス1カ所、3カ所ということですか。

室長：そういうことです。

住民：そのk s 2の水質を見ると、いろんな有害物が出てますけど、その上の浸透水、k s 3の浸透水との関連はあるんでしょうか。何かあまり、その上が、逆にk s 3が極端に汚染されているようなの・・・汚染はしてるけど、k s 2のほうがひどいように思いますけど。

室長：k s 3は、残念ながら今までk s 3の井戸として周りを測っているものはございません。ただ、雨が降って浸透水の水位が一時的に上がっても、すぐなくなっている。といいますのは、沈砂池の下にもしかしたら落ち込んでいるのかもわからんし、もう一つ上の深掘りのところでk s 2へ落ち込んでいるのかもわかりませんが、この浸透水の流れなどを見ますと、西市道側のほうのk s 3なり、そっちのほうに流れていっているのではないかなということで、実際に砂層が　　のほうにも出てますし、調査の結果、西市道側のほうでもk s 3層が縦に切れてますので、そこは出ていっているのではないかというふうに考えて、今の対策を練っております。

住民：要は、これだけの対策以外にもk s 2とk s 3が、どこか結びついているんじゃないかという心配がものすごくあるわけですね。我々が今までボーリングして、確認できなかったところから流れてはいないだろうかという心配。それと今言う、その中に原因物というのがあるんじゃないかと、もう一つの質問なんですけどね。その、原因物はもう確認されて、今回取り除くことがどれだけできたか、話が戻りますけど、ということにもなると思うんですけど。

室長：今、有害物として探したものを見ますと、VOC、砒素、ふっ素、ほう素というような、塩ビモノマーとかジオキサンのようなもの、ジオキサンが若干値を超えて出てきたりしてますので、浸透水なり、あるいは周辺の地下水なり、あるいは下流の地下水なりでそういうものが出てますので、原因物、先ほど　　さんと大分長いことを議論させていただきましたけど、その原因物の一部と言うたら怒られるけど、これで全部ということとはなかなか言えないと思いますけど、原因物を今できる限り探した。これを取るということですので、これを取ることによって地下水への汚染は、かなり効果があると思っておりますが、それは全部取れるわけじゃないので、底面でk s 2へ落ちているところを底面遮水、あるいは横へ漏れている、k s 3へ横へ抜けてるところについて側面遮水、鉛直遮水工をやって、しっかり止めて水を引き抜きたいと、こういうふうに思います。

住民：　　さんの話に戻るようになるんですけど、要するに地下汚染している原因物、有害な原因物が、どれだけ除去されたんだろう、除去されるんだろうってのがものすごい心配ですね。きょうの説明を聞いていても、もう一つ疑問が取れましたと言い切れてないなど。要するに環境基準を超えたから有害

物なんじゃなくて、環境基準を超えなくても地下に影響するもの、そういう有害物だって原因物だってあるとは思いますが、それが一つ心配です。これの話をしようと思うと、堂々めぐりになるんでね。

それからk s 2、これはこの周囲だけでは、私はこのk s 2への汚染物の流入を防ぎ切れないというふうに断面図というか、今までの経験的な。浸透水とそれと見て関連しても、どこから落ちてるんだらうという心配はあります。以上です。

室長： さんも からの要望の中で、k s 2へ抜けていると思われるところの底面の遮水をとということで要望もしていただいているところ、うちが今考えております沈砂池の上のほうのあたりを言うてくれてはりますし、もっとほかのところも言うてくれはって、パイルのところも言うてくれはるんですけど、そういうところについては前にもかなりボーリングしてますけど、今また100本のボーリングをして、粘土層が破壊されてるかどうかというのを調べましたので、かなり西市道側の砂層の大きさあたりも当初思ったよりも、もうちょっと変わってきたりというようなこともあって、今考えられるところについては、もう何とかこれで底面遮水しよう。まだ、沈砂池の下なり、あるいはその上の穴が丸く深くなっているところ、 のほうの、経堂池側の縦の部分のあの上のほうですけど、あれについても、まだ抜けているかどうかというのは今ボーリングで、ちょっとまだ確認できてませんけど、もうちょっと確認しながら、底が抜けている部分があれば遮水しようということで考えておまして、今のボーリングでわかってきたところは、そういうところはすべて対応しようということで考えております。

今、これやりますのが非常に不安なところ、西市道側の部分をぼっというて、それから経堂池側のところの沈砂池から のほう、心配なところを取ってしまってみて、今これぐらいの大きさやと思ってるのに、もしかしたらもっと大きいかわからんし、思ったよりも小さいかわからんけど、そのへん、目で見てしっかりと遮水をすることによって、安心していただけるのかなということで、今の対策工については、受け入れていただけるのではないかなというふうな期待をしながらやった対策工でございますので、よろしくをお願いします。

住民：先ほど一つ、ジャパンパイル株式会社からのこれありましたけども、これは本当にR D処分場で行われたのと全く同じ方法なんですか。

主幹：同じ方法です。

住民：確認してるの。

主幹：確認してます。

住民：確認とれてるといことなんですね。

ちょっと話が変わりますけども、これから今後工事されると。その工事されるときに浸出水が出てきますよね。その浸出水については、どのように処理されるんですか。

参事：出てくる水についてはポンプで汲み揚げまして、今の水処理施設で処理できるのであればしますし、できないのであれば何か容量を増加する、あるいは、それ以外の処理施設を付加するとか、そういうような形で対応することになるかと思えます。

住民：容量の増加って。

参事：いえいえ、かなり結局 k s 2 層の出るところに蓋をするような形になりますので、そこから水が湧いているような状態では施工できませんので、水位を下げてやる必要がございますので、かなりな、工事中は水が出るのかなと思えますので、処理する必要がある水については、水処理施設を設けて処理するというようなことで対応したい。

住民：今度これから行われる対策工事、坪掘りみたいなんをやりますよね。そのときまでに水処理するわけですか。

参事：そうですね。ちょっとどういうふうにするかというのは、これからなるかと思えます。例えばもうちょっと深く井戸を設けて全体の水位を下げてやる工法とかもございまして、そのへんはちょっとまた委員さんの意見とかも聞いた上で、一番環境への負荷も少ないし、経済的なやり方というのを考えていきます。

住民：僕が懸念しているのは、あの高アルカリのときもそうでしたけども、あれだけの高アルカリ水が出てながら、もう回収も何もしてないで、そのままやってたということで、もうあのとき大変、あの工事の前には、バキュームカーで吸い上げてでもやってくれということを書いてたんですけども、それやってくださらなかった、実際は。

室長：これは非常に難しい工事になると私は思うんですけど、何せ一番深い下流のところの沈砂池あたりのものから、ちょっとはじめていくのかなと思うんですけど、その前には、まず水処理施設をつくるのかなと。ちょっとあれですけど、それをこれから計画していかなあかんですけど、まず水処理施設をつかって、汲み揚げながら、囲いながら、掘りながらというようなことになってくるのかなと思うんですけど、それは順次、これだけのものを一

遍に掘ってしまっというふうな話にならずに、徐々に水の対策をしながらやっていくということで、まずは水処理施設をつくって、そこで揚げながら工事を進めていくことになるのかなというところなんです。これまだ今、ざっとした話をしてますけど、これについては今後基本の設計なりを含めて、これからきちっと検討していくことになると思います。

住民：それって予定表で考えていったら大丈夫なんですか、いつになります。

室長：だから後でちょっと言わせてもらおうかなと思うんですけど、実は、この中で二次対策の基本計画・基本設計・詳細設計と、このあたり。スケジュールの二次対策工事の基本計画・基本設計・詳細設計（調査含む）って書いてます、矢印がもうずっと始まっておりますけど、この始まっておるのは今こうやって出させてもろたやつについて案をつくったりしてますので、これはもう始まっておりますけど、これについて調査、ボーリングで鉛直遮水工をしようと思うところの地質がどうなっているのか、どこまで廃棄物があって、もうここではないのか、とかというようなことを、設計、どれだけの水を揚げんならんののでどういう水処理施設をつくらんならんののかということも含めて、ここらへんを検討していく。

住民：それは一次対策では間に合わないですね。

室長：それは間に合わないです。

住民：それは間に合わない。いや、一次対策のときもそのようにしてくれるということ。

室長：これはもう今の水処理施設を設計してつくるのに、もう25年、26年ぐらいになってこようと。

住民：一次対策のほうです。

室長：だから一次対策は深いところを掘らない。上から何メートルかで浸透水のところに影響が及ばないものを掘るということです。

住民：だからそこまでいかない。いかないから水の対策をする必要はないと、そういうこと。

室長：その影響のないように細心の注意をしながら、今、表面のものを選んでおりますので、それを取っていくと。影響を及ぼさなあかんようなところに入っているというものがあれば二次対策でやるということです。それはもう気

をつけてやっていきたいなと思ってます。

住民：前回も聞こうと思ってたんですけども、その水処理施設を今度新設することの計画になってますよね。それはもともとは下流域のあれを利用すると、そのためにわざわざ補修しましたよね。それはいつの時点、どういう理由でそうなったんですか。そこらへんの経過を、

室長：改善命令で事業者が造った水処理施設がありますので、それはそれで今ありますので、今できるだけ浸透水を汲み揚げたいなということで直して使ってます。ただ、二次対策のこれだけの大きかりなことを、あるいは浸透水をぐっと水位下げたいなというようなことがあったりしますので、今のところでは、あの容量でそのままするというのは無理かなと思うておりますので、その容量に合うものをどうしていくかというのは、これから検討していくと。

住民：除去できる範囲は、そんな変わらないんですか、能力のこと。
あんまり、はっきり言って能力ないと思うてるんですよ、今現在のやつは。

室長：だから今の100トン、日では無理であれば、300トン、400トンに上げるものをつくっていく。

住民：それは水量的な問題ですよ。要は能力、能力というか実際の除去・・・

室長：能力は、外に今後のやつはもう出ないようにして、その水位を下げると、下水道に投入するので。

管理監：要は、どれだけ浄化できるかというような話ですね。その点については水処理施設を今後つくる場合におきましても、この水処理施設で処理した水については下水道へ投入という形になってますので、当然、下水道の投入基準を完全にクリアできる施設にしますという形で考えてますので。

住民：ちょっと教えていただきたいんですけど、結局、k s 2への汚水の流入を完全に阻止するという意味で、いわゆる透水層の遮水工を計画をしていただいていると。先ほどから さんの御質問にもありましたけれども、結局、現在お考えになっておられる位置ならびに範囲ですね、そういったものが本当に完全なのかどうかと。それはまあ100本のボーリングで確認すると。その100本のボーリングというのは一次調査のときのボーリングとか、二次調査のときのボーリングを言われているわけですか。そうですか。

一次調査は30メートルメッシュで、ほぼ処分場全体を均等なピッチでほぼ網羅されてると。部分的に掘れなかったところとか、局所的に何カ所があり

ますけれども。ただし二次調査というのはかなり偏っておりまして、前にも申し上げましたけど、南のほうの半分にほぼ集中しているんですよ、北のほうの半分はほとんどない。それでたくさん集中してやっておられるところは、かなり信頼性も高くなってくると思うんですけども、少ないところ、二次調査をほとんどやってないところが半分ぐらいあるでしょう。そこは非常に粗い調査になっているわけです。そのへんは大丈夫なんですか。100本、100本って、一体それはどこを掘ったいうて、図面の上で1回見せてほしい。

室長：確かに100本なので、どうだという話ではないですけど、30メートルに1本ずつ最低でもボーリングしてますので、それと今までの井戸を掘ったりしながら下の層まで見てますので、それとずっと関連させて見ると空いているところ、それと私らまだ空いているとは確実に言えないところも今明示しておりまして、沈砂池のところと、そのちょっと北側のところ、これはまだ砂層が直接出るところじゃないんですけど、粘土層が非常に薄くて非常に深いので、前の断面図を見ますと粘土層がずっと下にもぐり込んだような形になってますけど、それがもうちょっと違うたら、もう穴があいてるんじゃないかなというところがありますので、そういうところはもう懸念される所と言いながら、対応をしていくようなつもりでありますので、あとのところについては深堀ということでは言われている、平成3年の深堀のあたりは、これはもう粘土層があるということを確認されて、粘土を取ったというような証言もありますんですけども、粘土を全部取り終える前に、もう話が、がちゃがちゃとなってきて、粘土層を残したまま埋め戻したというようなことかなと思っておりますし、あとのところは粘土層があるという確認を、30メートルに1本は粗いというのか、薄いというのかちょっとあれですけど。

住民：30メートルって900平米ですよ。それで確実に900平米のところには1本ボーリング打ってね、それで大丈夫やと、ほんまに言えるんですか。

室長：ただ連続性を見てますので、ここだけが抜けてるのかどうかという話じゃなくて、周りのところとの関係からして抜けてないというふうにしてます。

住民：ですから、やっぱり冒頭から取り残した有害物がどれぐらいあるんだと。これは前回も私、お伺いしたわけですけども、的確にはこれお答えいただけないというか、わからないんですね、現実には。何ほ処分場に有害物があって、濃度だっているんなものもあります。常に以前から、やはり総量を取らないと局所的に存在する、ちょっと部分的に濃度の濃いところを取ったって全体を取らなければ、これは総量を減らさないとな効果が無いんじゃないでしょうかということ、ですから、かなりそういう柔軟な考え方で有害物の除

去基準、これはもう堂々めぐりになってもうやめますけれどもね、そういうことをやってきた。

つまり今の現状になって、どれくらい今回の一次、二次調査、ならびに対策案で有害物が取り出せるかということは、大体取り出す量はわかったとしても、残っている量というのは、ほとんど憶測すら難しいという状況じゃないんでしょうか。そういう段階で、やはり将来にわたって、今回いろいろ検討されている対策案が、本当に将来にわたって住民が安心できるものであるのかどうかと。

そういうふうにするためには、一つとしては、いわゆる地下水汚染に直接影響している透水層の問題があるわけですから、それを遮断していこうというお考えを出していただいている。これは我々も非常にいい方法だと、賛成したいと思うんですけど、ただ、やる以上は本当に安心できるように、やり残して、もう何力所やったけど何力所かは後になって、やはりなかなかきれいにならなかったと。調べてみたら、どこか遮水できてなかったところが残ったとか、そういうことのないように、これだけ調べてもう大丈夫ですと、遮水を完全にできますというようなところまで、やはりきちっと我々を安心させていただけるとような説明なり手だてをとっていただきたいなと、そういうふうには思っているんですけど。

住民：それに関連して追加なんだけれども、とりあえずこの工法でやってみて、いつまでたっても地下水汚染が継続してるといような段階になったら、もうこの際、全体掘削したほうが、コスト的にも時間的にも合理的ではないかと、そういう判断がなされてもおかしくないと思うんだよね。それを織り込むことはできる、協定の中に。

管理監：我々もこれだけの多額の税金を使って、この工法を一生懸命考えたわけです。そういう意味からいうと、要はこれをもって、まだ地下水汚染がどんどん引き続き起こるといことは、我々の中では、ないという前提をもってこの案をつくってるんですけども。

住民：さっき言ってることと違うじゃないですか。3年は最低かかるけど、それ以上はいつになるかわからないとさっき岡治さん言ったんだよ。

室長：いや、それは今の遮水して、汲み揚げる水の浄化の期間のことです。

住民：浄化の期間は3年はかかるでしょうと。それ以上、汚れたらやりますとゆうんだけど、続けてずっと浄化やってるぐらいだったら、この際、全体掘削で有害物を取ったほうが合理的だと、そういう判断だって起きるでしょうと云ってるの。

管理監：今、岡治が言ったのは、浸透水をくみ上げて処理して、浸透水の汚れがずっと基準を超えた部分やと、ずっと水処理をしなければいけないと、それはわかります。

それやなしに私が言っているのは、この工法でもってKs 2層に行くのを止めるわけですから、いわゆる周辺の地下水のところに漏れてる部分については、これでもって環境基準をクリアできると。

住民：クリアできなかつたらどうするの。

管理監：我々はクリアできると思って、この案を示したんです。

住民：だから、できなかつたときにはどうするかということ、協定の中に織り込むことはできますかって言っているんです。これは、できると思って提案しているのはわかっていますよ。でも、できないことはあり得るでしょうって言っているの。さっきから言っているように。この処分場の全体が、まだ未確定要素が残っているわけだから。

管理監：当然それは浸透水だけでなく、地下水のモニタリングも続けるわけですから、その中で仮に6年なり工事やって、さらに5年後、6年後に全然よくなってないという形であれば、当然そのときは、もう1回考えないといけないと思いますよ。

住民：それを協定の中に盛り込むことはできますか。

管理監：できます。

住民：できるのね、はい。

住民：今、さんのほうから、汚染が止まらなければ全面掘削をという話が出ました。これについては、私、今ちょっと思い出したんですけども、県の対策委員会で全量撤去案が答申されたわけなんです。ところが県のほうは封じ込め案を持って、周辺の自治会に回ってこられました。そこで周辺自治会としましては納得いかない、それで平行線をたどっておったわけですが、そのときに市のほうの調査検討委員会というのがございました。それは30回から40回の審議を重ねておられまして、県と住民との間で平行線をたどったたら、これはいかんということで、一応結論を出して答申を出そうじゃないかということが行われました。

その答申の結論としましては全量掘削による分別、そして粘土層の修復、これが一番完璧じゃないかというような答申がなされまして、そのときに周辺の自治会のほうへ県の西嶋環境部長名で、県の封じ込め案に対する同意要請が

まいりましたけれども、周辺の自治会の4自治会は、市のほうの調査委員会のその案に我々は同調する、そのような文書でもって回答されたことがございます。それはまだ生きていると思うんです。周辺の自治会としましては、その思いがまだ生きていると思うんです。

けれども、今、一から有害物を出そうということで、基本的なところからスタートしましたんで、こういうような話の流れにはなっておりますけれども、やはりそれは一番大事なことやと思います。これで汚染が止まらんかったら、やはり二次対策、三次対策に入っていく。その方法としては全量やっぱり掘削、それが必要になってくる。ぜひそれを今度の協定の中に入れてもらいたい。さんの案に私は同調いたします。

管理監：これまで色々な形でやってまいりましたのは、少なくとも基本的に環境基準を超過する有害物がまとまって存在しているところがあったら、それは除去します。なおかつ、それでも取り残しがある場合については、そういう対策をしっかりしますという環境省の助言等を踏まえたRDに関する今後の県の対応、これを土台にずっと話し合いを進めさせてきてもらったというふうに思っているんです。

今言ってるように、我々は当然自信を持って説明をさせてもらってるわけですけども、皆さんの御心配なことがあったときには、当然そのときの内容によって必要な対策をするという形であって、その状況も一切わからないまま全量掘削という部分が発生すると、全量掘削という手法までを確定するということは、それはちょっと困難やと今は思っております。

住民：この二次対策で、やっぱり有害物が下流へ流れていくのが止まらなければ、基本的にやっぱりもう1回対策の基本に立ち返ってやらなきゃいかんじゃないですか。県の方法として今提示されていますけれども、住民がやっぱり納得するような方法でやらなきゃだめですよ。

管理監：全部、今、仮定の話なんですけども、仮定でなった場合は、当然そのときにもう1回原因の調査をしなければいけないわけですね。それでもって、最も適切な方法でもって対応するという形になるんであって、今おっしゃるような形で、もうその対策工には、これしかないみたいな形で決定するというのはいかがなものかという話をしているわけで、そのときはまた真摯に話し合いなり、調査の方法なりをお互いに論議をすればいいんじゃないかなと。

住民：また、絆創膏を張った***なんだよ。

住民：だから、それも含めて協定書に入れると、それを言ってるんじゃないですか。やはり市の調査検討委員会というのは専門家と住民が寄って、公費を使って十分に検討して、県と住民とが合意できないから中に立ったような解決

の方法を示されたと思うんです。あれが私は一番いいと思っているんです。

管理監：ですから協定書の中に、当然、そういうようなことが起こったときは、すぐに速やかに対策工事をつくるための検討を行うという部分は入れますということは、先ほどお答えさせてもらった。ただ、それはこのような対策工で行うというところまでは、今の段階では状況もわかってないのに書くことはできないということは、御理解願いたいと言っているんです。

住民：それはわかりますけれども、全量掘削も含めてという一言を入れていただきたい。

管理監：全量掘削自体は全然否定しませんので、そのときに一番適切な方法でもって当然やるべきだと思っていますから。ただ、その、想定でもって具体的なものを幾つも書くというのも、ということがありますので、今みたいなお話をしたということです。

住民：話がちょっと重複するかもわかりませんが、ガス化溶融炉の後ろのパイルの件なんですけども、150本がKs 2層まで到達しているということなんです。それでここに汚染は行かないというようなことを、さっきちらっとおっしゃっていたんですけども、ここはあくまでも廃棄物の中にこれやっていますので、普通の土と違ってやっぱり空隙が多いので浸透することは、雨が降ったりとかいろんな条件はあるでしょうけども、たやすいんじゃないかと思えます。

それで二次対策工でここを是正してもやはり汚染は、他のもあるかもわかりませんが、このパイルをちゃんとせん限りは汚染は続くんじゃないかという具合に考えるんですけど、いかがでしょうか。

参事：杭は、廃棄物がありまして、それで粘土層がありまして、その下に砂層がある、その砂層まで入っていると。先ほど伊藤が説明しました、その周囲がずっとセメント系のやつで充填されていると。おっしゃるように確かに廃棄物のところは、ちょっとガサガサとして抜ける可能性が高いかもしれないんですけども、下の粘土層なり砂層のところは締まった、しっかりした地盤ですので、そこについてはちゃんとシールされているというか、漏れない状態になっているということで、浸透水が粘土層のすき間を通過して下の砂層に流れ出すということは、ないのかなというふうに考えているということです。

住民：しかしVOCsの場合は、セメントの中は突き抜けていきますよね。そういう場合はどうします。

課長：私どもが過去に経験したセメント層をですね、突き抜けている例というの

はですね、ひび割れですね、そういったものがあつた場合に、土間にセメントが打つてあつて、そこにひび割れがあつたようなところから漏れているという事例を見ているので、このような状態で、きちつと打たれているところについて漏れることはないというふうに考えています。

住民：100%無いということですか。

課長：私が過去から見てます事例で言いますと、土間にひび割れが、小さなクラックがあるところから漏れているという事例ですね。

住民：深掘り穴のところに5,000m²の鉛の汚染土で、これ全然入ってないけど、どうなっているんですか、これ。再三これは除去してくれということ言うてるねんけど。

室長：これはもうずっと前から論議させていただいておりますように、地下水の汚染拡散防止ということで、溶出しないということで、ここに埋めているということでございますので、溶出するものについて出すと。

住民：それでは有害物を出したことになるやん。溶出する、せんは関係ないねん、あそこは安定型やで。

室長：有害物は、溶出するものということで考えております。今の含有が溶出するという、含まれていれば溶出する可能性があるということについては、pHの依存性試験をしておりますので、その辺が溶けているのであれば、酸性なりという条件が整ったときにそういう可能性もあるということもありますので、その辺はしっかりと見ていきたいなと。

住民：いやいや、あることはだめなんだ。こんな大金を投入して、こんなことをせないかんのは何でや思うてるの。おたくら全然その反省がないやん。今だかつて職員が謝つたのを聞いたことない、この事態を招いて。それで鉛が溶出しないからいいって、そんなええかげんなことを言つたらあかん。あそこに有害物があつたらだめなんや。溶出するせん、関係ない、そういう甘い考えしとつたらあかん。

管理監：過去の県の対応については、前にも私が言わせてもらったように、そういう、行政対応検証委員会でも問題があつたという指摘を受けておりますのでその点はその点として認めます。が、要は、同じような状況にある不法投棄的なものがあつた場合に、そのときの県の対応が正しければ対策はこまめでよくて、一定落ち度がたくさんあれば、よりたくさんの方策工をせんならん、というものではないんで、そこは理解願いたいと思うんです。我々は

今の支障の除去という、この目的のために、これが必要やという形でやるんで、過去、こんな県はミスをしたんやから、もっとするべきやろうということは、ちょっとそれは分けて考えていただきたい。

住民：だから責任も何も感じひんから、次々こういう問題が起こるんや。

住民：それは一貫性があるはずだ、行政には責任としての。過去の問題は今もちゃんと責任とらないと。

住民：それで検証委員会と言うけど、検証委員会で一番最初、何を言うてる。県の職員の責任は問わないようにしてくださいと言うてるわけ。県が、職員の責任は問わないでくださいと。それを先に一言いうている。

住民：住民が納得できるわけじゃないの。過去は悪かったけど、そのことを批判してもろたら困るということは言えないよ、それは。やっぱりこれまでの問題が起きたことを前も言ったけどミスは素直に認めて、それを引き継いで対応してもらわないと。

住民：県が許認可をして指導監督した結果がこれじゃないですか。それで責任がないで、そんなばかなことありますか。

管理監：責任はあるということは認めておりますし、だからそれは、先ほど言われましたけどもそのことの関係で別に行政対応検証委員会に県が問わないと書かせたということでは無いです。県の職員の個人的責任については、この検証委員会では議論しないという形でもってあの検証委員会はされたと。

住民：何でそんなことを言うの。

管理監：というふうに書いてますやん、報告書に。

住民：わし委員長に聞いたんや。そしたら最初にそう言われたと。だから職員の責任については一切触れませんでしたと。

管理監：だから我々は、県として責任は感じております。そこで提言があったいろんな対応方法も含めて、二度と起こらないようにという形でもって、ずっと責任を感じながら、今、起こらないような形の環境行政を行っているという形でもって、責任を果たしていくべきやという形でもってやっているわけです。

R Dのこの事案については、その結果起こったこの今の支障の除去については、そういう意味で速やかに頑張ってやらなあかんの、今こういう形の工

法でやれば、今の地下水への汚染も止められるだろうという形で、これを何とか早急にやっていきたいという中で、責任を果たしていきたいというふうに思っているんで。

住民：だからこれまでの経験からいうと、これで汚染が止められるということで、止まったことがないんだよ。いつもいつもインクリメンタリズムだから、これでやればできます、これはやると。それを我々は納得して、じゃあやってくださいと言ったじゃない。その後、検証もされてないじゃないですか。これをやった施策に対して、それが正しかったのか、有効だったのかの検証もされてないんでしょう。だから今回つくる協定には、ちゃんとそれを盛り込んでほしいんだ。これの対策工をやることによって、どういうふうな成果が得られるんだと。それが見られない場合は、これはやり方がまずかったということで、一から考え直すというところを入れてもらわないと、もういいかげん住民はだまされないんだよ。

予算もない、時間もない、早く解決したいというのはみんなわかるから、だから深掘り穴だって認めだし、高アルカリだって認めだし、少しずつやってきたわけじゃないですか。でも、それで問題が解決しないでしょうと。少しずつやっていたら、小出し主義にやっていたてもだめなんですよ。だから、この対策工を認めるときには、必ずどういう状況だったらこれはもう1回、御破算で考えるのか。特に我々は一貫して全体掘削だと言っているんだから、それまで踏み込んで、できたらね。

管理監：当然この対策工をした後のモニタリングから含めて国のほうに、産廃特措法というものでもって対応するわけですから、国にもその、

住民：国の問題ではなくて、地域住民とちゃんと約束をしてほしいわけ。

管理監：ですから国のほうでも当然それが条件になっていて、これだけの経費をかけたもんで、ちゃんと効果が上がったかどうかという検証も当然国でもなされますし、同様のことは当然住民の方々にも検証してもらおうというのは、それは県としての施策としても検証しなければならないと思いますので。

住民：それはちゃんと協定書に盛り込んでほしいね。そして、もしそこで期待した成果がない場合は、やっぱりさっき　さんが言ったように全体掘削ですよ。我々は一貫して全体掘削と住民は言ってるわけですから、もし全体掘削無理だったら、さっき　さんが言ったように、全体掘削を入れた対策工の見直しを行うという文言を入れてもらわないとだめですよ。

住民：何度も言うように、あそこは安定型4品目なんよ。それ以外のものは全部出してもらわなあかんのです。だから溶出するとかせんとか、そういう問題

と違う。

管理監：その点については、あくまでも代執行でもって産廃特措法でやるということをお県の方針としてますので、仮に例えば安定4品目以外でも環境に負荷を与えないものでもって超過があった場合、この産廃特措法の対象にならないわけですね。あくまでも環境に支障がある、あるいはおそれがあるという形でもっての分ですので、先ほど言ったような溶け出るといふ有害物を掘削除去するということではできるといふことで、それをできるだけしたい。そのためにこれだけ掘った中で、また新たに掘ったところで、先ほど言うたすき間の中で出てこなかった有害物が、当然、埋め戻す前には検査等もしなきゃいけないので、出てきた分は出しますし、だから6.3は先ほどの計算だけであって、それ以上に今後増える可能性は十分ありますよというふうな形の中で、責任ある対応をさせていただきたいというふうに考えています。

住民：だから特措法は特措法で、それはやったらいい。残りの分は県でやらんかい。

管理監：その点については申しわけございませんが、県議会でも知事がもう議会に対しても、代執行でもって産廃特措法を活用して、早急な解決を図りたいという議会答弁もしておりますので、それが今の我々の説明できることです。

住民：あのね、今の二次対策で40億円から70億円、これきっちりいかなんたら死に金を使うようなもんじゃないですか、どぶに金を捨てるようなもんですよ。市の調査委員会の試算では、全量掘削して、分別して、下の破壊されている粘土層を修復して、それで約40億円ですとできるという試算が出てくるんです。それはもう学者がね、専門家がちゃんとしておられるわけですよ。今のこの二次対策で40億円から70億円使って、どうなるかわからんというふうな先ほどの話じゃないですか。そんなもん死に金を使うようなもんですよ。

室長：ちょっとその40億円でそういうことができるのかというのは、私らはちょっと信じられないんですけども、それが40億円でできるようだったらあれですけど、しっかりと積算していくとこうなってくるといふことでございます。ちょっと　　さん、そういうことですので。

住民：それはもう資料、ちゃんとありますよ。

室長：処分費だけでも相当なもので、処分費が多いんですけど、かなりの金額になってますので。

住民：全量掘削で全量撤去ではありませんよ。全量掘削をして、分別をして悪いのは撤去する。そして地下水層、破壊されている粘土層を修復する、一番わかりやすいじゃないですか。それやったら全量掘削をして全部調べるんだから、悪いやつは全部分別して出せるんです。

住民：一応、今回の案は粘土層の修復案だよね、基本的に。それと同時に経堂池のところをきれいにするという案だから、基本的にはそのとおりなんです。市の調査委員会のつくった案のときは、まだ処分場の全体量が不確定だったんですよ。それから十分な積算も行われていないので40億円ていうのは、多分、現実性はないと私は思います。

ただ、さんのおっしゃっているのは一理あって、さっきから何度も言ってるように、我々はどういうものを引き受けなければいけないのかはわからないんだよ。それだけでもある意味では、めくら判を押しような形なんだよ、今回の対策工法に関しては。だって有害物がどれだけ残るかわからないんでしょう、水処理がいつまで続くかわからないんでしょう。

そういう中で、我々に同意しろと言うには、何らかの担保が欲しいわけよ。だからさっきも言ってるように、期待された成果がないときには、全体の掘削をするということを入れてもらえませんかと言っているわけ。それがわからないんだったら、もう少しわかりやすい説明をしてもらわないといけないんだわ。それじゃなかったら納得できないし、我々はそれぞれの自治会に持って帰ってね、これどうしましょうかって説明ができないよね。何で県はこういう案を出してきたんですかというときに、結局は産廃特措法の限界ですと、10年しかありませんと。予算は県が出せるのは100億円ぐらいです、その中で最善を考えましたと、そういう説明しかできないね。そういう説明したときに地元住民が何て言うか。そんなもの、蹴れて言うのは当たり前じゃないですか。そんないいかげんな対応は、行政がすることじゃないっていう声が出てきますよ。だから、このままじゃだめなんですよ。やはりもう一押し譲歩が県の中にないと、我々は安心が得られない。

室長：さっきから言っていますように、これだけの金かけて今までの調査を駆使していろいろ検討した結果、こういう方法でやりたいと。これで私らは地下水の汚染が止まると思って出しているわけです。私らも真剣な、これだけの金を使うところって滋賀県の職場では他にないと思うんです。これを私らもうさせてくれて言っているのは、私らは必死の覚悟で言っているわけです。これで地下水の汚染拡散防止をやるんやと。止まらんかったらどうするんやと言ったら、それはもう止めなあかんで、それはまた今の原因が何なのかということは、そのときにはまた突き詰めてやっていかなあかん。

ただ、今の段階では、もうこれ調査不足と言われるかもわかりませんが、これだけのボーリングを打って、底面の粘土層なりを確認しながら、その範囲をかなりこすり込んできて、まだこれ疑いがあると言いながら、ここを

取ると言いながら、目に見える形で遮水をやりたいということをやっておりますので、その保障といいますのは、これで成果が出なかったら、またその原因は何なのかと、これは当然やっていくということが、私らの今言える保障ですけども、そのときに全量掘るんやという話をなかなかそこでは。今これでもうできんかったらパンザイ、お手上げみたいなことじゃなくて、これでとまるという自信を持って出す。ただ、止まらんかったら、そのときにはまた効果が出る方策を、当然、皆さんとまた検討していかなあかん。今それを言うと、おまえら何やそんなことまで、何か自信のないことを言うんかと逆に言われるかもわかりませんが、その保障ということであれば、当然のことやと思っておりますけど、書くんやったらそういうことを書くんかなと思っております。

住民：だから最初に言ったように、チェックシステムをどうするんですかという問題は、そこにかえてくるんですよ。初めからね、もうこの計画を立てたときからそれも入れ込んだ形で、チェックシステムをしっかりと入れてほしいんだ。

室長：当然、今の効果は何かと言うと、これまたきちっと決めていかなあかんですけども、モニタリングの井戸が、今、地下水の環境基準を超えてますけど、それが基準を下回ってきれいになっていくというのが大まかな目標ですので、それをみんなで見ていくと。これはもう私ら逃げも隠れもできません、しっかりと見ていくという。それはもう数字で出てきますので、ごまかす話でも何でもなく、しっかりと答えが出てくる。

住民：いや、逃げも隠れもしちゃうんですよ。これまでの中村さんとかね上田さんとかね、もう職場が変わっちゃったりやめられたりね、いなくなっちゃってるんですよ。さっきの藤本さんみたいに昔のことは昔だと、今のことは別にしてくれと言われちゃったら我々は立つ瀬がないんですよ。だから、しっかりとした協定を入れてほしいと言っているんです。

室長：そういう意味で言ったわけじゃなくて、今これを一生懸命、対策を立ててしっかりと皆さんに安心していただけるこの工法を提示させていただいて、効果を出していくのが私らの今やれる、

住民：だから岡治さんがこの職場から離れても、ちゃんと生きるような形で協定をちゃんと入れ込んでほしいわけ。そのためにさっきも言ったようにチェックシステムなり、この効果というのは、まあ何をもって判断するかにもよるけどもね、そういったことも含めた形で資料を改めてつくってほしいんだ。

室長：それは今後詰めていった中で、そういうものは当然要るかなと思いますの

で、何が成果で、どういうものをどうやって見ていくのかと、どこの井戸をどう見ていくかという話は、今夜詰めていく話かなと思います。

ただ、今の段階では、この遮水の方法、揚水の方法、水の集め方、こういう大まかな話ですけど、こういう形で今まで調査したデータをフルに活用して、一番いい案なのかなということで私らは思っておりますので、それについて御理解いただきたいなということです。

住民：さっきも言ってるように、これは各自治会が臨時総会を開いて、同意するか同意しないかって議論をしなくちゃいけないんですよ。そこにもっていくためには、もう少し詳しい説明が欲しい。今いろんな意見が出たところを踏まえて、ざっくりした形でいいんだ。

室長：今いただきましたが、もう少し調査しながら基本設計みたいなものを詰めていくことになるんです。そうすると先ほどからいろんな質問が出てます水処理施設の容量なり、どういうものをどうして、どこからどうやって掘って行って、どうするのかということから、どれぐらいのものを出して、どういう検査して、どうするのかというようなことを出させていただくことになるんですけど、今はそこまでのものを出せるというものじゃなくて、方向性といえますか、絵を描いておりますけど、イメージを持っていただける絵を描いているという段階でございますので、これでゴーをいただければ、もうあとは住民さんと話せんで、うちがどんと進んでいくって、そんなことは絶対ありませんので、こういう方向で詰めていくというのに進んでいくということで、中身はそれぞれまたこういう場を定期的に持ちながら、話し合いを進めていきながら詳細を詰めていきたいなと。

管理監：今、さんがおっしゃっているのは、対策工は対策工としてあるけども、その対策工でもってその結果、改善せえへんだらどうするのやとか、あるいはそれをどのような形で、しっかりと住民さんも含めて検証できるのかということやと、そういう点については、逆に言うと協定書の中で、そういうやり方なりというのを書き込むという形で、いわゆる対策工として盛り込むというもんじゃないかなというふうに思っておりますけども。ではないんですか。

住民：いや、それと一緒にしないと、対策工の同意ができない。つまり、もうこれでね、さっきから岡治さんに何度も言うようだけでも、もう99%有害物が取れましたと、あと残っているのは取り切れないもので、これはもうしようがないから、あと3年ほど水の浄化を見ときますけれども、それでおさまりますというんだったら、僕はそれは結構だということで合意しますよ。

ただどそうではなくて、どれだけの有害物が残っているかわからない。浸透水の処理も3年は最低かかるということで、それ以上にかかるだろうと。地

下水汚染のほうは、それでとまると思っているけども、そのとまったかどうかの判定の基準も示されていない。こういうような状況の中では、それは納得できないでしょうと。

それはなぜ納得できないかと考えてみると6.5万m³という、そもそもの廃棄物総量の減量が少な過ぎるんじゃないですかという話になっちゃうんだよ。そうすると、この案をもう1回見直しなさいという話に戻っちゃうから、それじゃまずいでしょうと言ってるわけ。

だからさっきも言ってるように、この案をベースにしながら、もう少し掘削量をふやして、搬出量をふやすということはできないか。そして、もし地下水汚染がとまらなかったときには、どういう対応をするのかということも入れ込めないか。それから、これまでの調査でわからなかった部分、今のところは多分こうだと想定しているけれども、そうじゃない可能性があるというリスクを、それをちゃんと開示してほしいだけ。

だから前回も言ったように、この対策工のリスクをはっきりと示してほしい。そしてリスクに対して、どのような県は対応するのかというリスクコミュニケーションをしっかりと今回は立ててほしいというところです。

住民：ちょっとよろしいですか。今、 さんがおっしゃいましたけどもね、この対策案について県は最初おっしゃったのはたたき台やと。住民ともう一遍相談して最終的に決めるんだと、こういうようなお話だと私は思っているんです。そのつもりで来てるんですが、もう県の示された対策工は、一個もこちらの住民の言うことを聞いてくださらなかった。こんなことで締結できますか。各自治会へ持って帰って、私らはどう言うんです。県がこう言うてきましたと。私らの言うてることは、ちょっとも聞いてくれませんか。そんなん納得しませんよ。皆さんいろんな意見を出したかて、それを全然取り入れようとされないじゃないですか。それでは話し合いと違うんじゃないですか、押しつけですよ。

住民：さっきね、ちょっと話が外れるけど、今まで***きてはるから、それはもう県のほうには検討していただきたい、私もそう思うんですけど、最終的に取れなかったら全量掘削を含めた対応を考えることというようなことは、やっぱりぜひとも必要で、まず、県の方がいはるのは長い方で何年ですかね、私らは十何年やってきて、もうずっとね、裏切られてき続けなんですよ。これ以上、ああ、だめでした、また一から考えましようって、そんなことやってられませんよ。もう私らも年ですからね、そちらさんも大分年やからもうやめていかはるし、これを残して正直な話、死んでも死に切れませんわ。みんな死んでいくんやから、これから。ただ死んでも、そこにはちゃんといいもん残さないかとみんな思うてるんで、そやから言うてるんです。

それと、あとちょっと済みません。栗東市の方から私のほうに話なかったんですけどね、県の方は、この井戸水を飲むのは危険、何か指導がどうのこう

のって、指導て書いてますけど、この指導というのはちょっと違和感をおぼえますね。この指導で県は栗東市に指導されたわけですか。その結果、栗東市は何かしていただいたと、そここのところをちょっと教えてください。この前も言ったら、これ調べてもらえてなかったんです、* * *。だからそういう対応をね、私らがお願いしたことをちゃんちゃんとやっててくれたら、ああ、やってくれるんやなと思って、安心しているんなこともできるんやけども、そういう細かいことを全然やらずに、そのままほったらかしやから余計にみんな不信感を持つんです。

住民：これ近隣と、ちょっと言葉変えただけやからわかりにくいんやわ。栗東市全域、飲料は不可ということははっきり言うてもらわんと。

市課長（栗東市）：その地下水汚染の関係ですけれども、栗東市としては13年当時ですけれども、全市を対象にした当然広報の中で、井戸水の飲料というのは控えていただくように周知はしてました。

住民：* * *は受けました。オーケーともまだ出てませんね。

市課長：はい。まだそれは解除はしてません。当然、今でもあの地下水については汚染をされているというようなことで解除はしてません。

そういう中で、また平成19年でしたか、高アルカリが入り口のところで出たというような状況がありまして、当然そのときも栗東市としては、全市的に井戸水の飲用は控えてくださいということがまだ継続しておりますので、そういう中で対応を継続しているんですけれども、当然、あそこで11か12ぐらいのアルカリが出てましたんで。

住民：いや、あのとき近隣の方のほうに電話を入れたとか、何かそういうことを聞いてますけどね。

市課長：いえ、私が行きましたけど、当時おりましたので、直接そこで出たときにもうすぐに、あれは5月の末か6月早々でしたけれども、ののところで、井戸を使っておられる方が五、六軒ありましたので、1軒、1軒回りますして井戸水のpHをはかりながら、ちょっと今、処分場のほうで高いアルカリが出てますので、当面、飲むことは控えてください。直接飲んでおられる方はなかなか少なく、野菜を洗っておられるとか、そういう状況の使用方法でしたけれども、それでも県と相談しながら、そういう形で近隣のところは指導に行ったというふうな状況でございます。栗東市全域には、ずっと井戸水の飲用を控えるようにということでは、今も継続している状況です。

住民：やっぱりそういうことが出たらね、すべて同じように広報にのせるとかね、

そういう対応の仕方をしていただきたいと思います。それプラス、そこを使っておられる方は注意してくださいというふうな格好で言わないと、何か**みたいな感じがしますからね。

住民：初めて参加させていただいて、あんまり関心が今までなかったところにらせていただいたんですけれど、そしたら砒素が7.何倍とかいろいろ書いてあるのを見させてもらって、私、子供3人いますし、地産地消に協力させていただいてますけれど、地下水がこれだけ汚染されているということで、お野菜を洗ってたりとか、水まきされてる方も多分いるんでしょうけれど、そういったお野菜とかお米とかに、どれだけ蓄積されてきているのかというのを、きちんと調べていただいているのかなという不安と、今現時点で私たちの体の中に、どれだけこういった影響があるのかというのを1回、血液検査でも何でもいいので見ていただいて、今後、何年もかかりそうなので、全部撤去されて、地下水はもう大丈夫ですと言われるまでの改善の経過を見ていただいて比較するような形で、そういう健康被害に対する対策とか、そういったことはどんなふうに今考えられているのかなと思うんですけれども。

課長：大変御心配なのはよくわかります。この基準自体が、どういうところからきてるかと言いますと、水道水の水質基準からきてますね。これはこの濃度のものを毎日2リットル、一生70年間飲んだときに、例えば砒素であれば発がん性の確率が10万分の1であるぐらいのものなんです。10万分の1をちょっと言いかえたら、例えば10万人に1人と。繰り返しますと、1日2リットルを毎日70年間飲んで、約10万人に1人の確率が出るようなものなんです。ですから今の健康被害について健康診断をやって、何か差が出てくるかということ、それはちょっと見えないと思うんですね。だからその効果を見るための健康診断って、ちょっとその、比較ができないものですから、それはちょっと難しいんじゃないかなと思います。

そういった砒素なんかにつきまして、また調べていただいたらいいんですけども、いろんな食品にも入っているんです。実を申し上げますとヒジキですと、我々が食べてるヒジキの中に砒素が入ってまして、例えばヨーロッパではヒジキ食べたらいかんという規制があるんですけど、日本はこれまで慣習がありますから今食べてますけど、そんなに毎日食うわけじゃないんで、だから健康上の被害は出てないというところがありますので、まず、御心配な項目ありましたら、またそれを一々聞いていただければ御説明をさせていただきますので、ちょっとそこら辺のところからすると、このレベルで健康被害が出てくるというレベルではないということだけ***いただきたいと思います。

住民：じゃあ安心して、その辺のことは全く関係なく過ごしても大丈夫ということですか。

課長：あの、たちまちね。

市課長：すいません、先ほどの御質問の中で、人の健康被害という部分があるんですけども、ちょっと年度は詳しく覚えてないんですけども、13年、14年ぐらいの時期だったと思いますけれども、と隣のの周辺で血液検査とかはさせていただいてます。当然、硫化水素とか砒素とか水銀というような当初からの汚染がありましたので、それで調査をさせていただきまして、特に問題がある方はおいでにならなかったという状況です。

また、食物へのということで、当然、処分場からその処分場の直下の経堂池という池があるんですけども、そこへ処分場からの水が流れ込んでいたと。そういうこともありまして、さんには大変それで御心配いただいていた。その水が当然、米の用水になっているということで、その水を利用して、米の生育検査もさせていただいたりという状況もございます。米の成分を検査しましたところ、それにも問題はなかったというふうな結果になっております。

住民：平成13年が、それをなされたんですか。

市課長：はい。平成13年か14年か。

住民：それからまたもう10年たって、その土壌のお水もどんどん流れてきたりとか変化があったり、今後10年かかっても、まだどんな状態になっているかわからないじゃないですか。そしてその継続して同じ場所で、そういった食物に関しても調べていただくような形を、継続して今後していただくように考えていただきたいなと思ってます。

市課長：そのために経堂池とか、その隣の小野にあります三ツ池は、そのの用水になっておりますので、その水については毎年ずっと今現在も検査をさせていただいていますし、農業基準に基づく基準に入ってるというようなことで、それもモニタリングで継続して調査をさせていただいている状況です。

住民：さっきの続きで、溶出しなければいいんだということで、溶出しない有害物は全部永久にあそこに置いとくということ、そう解釈してええのかな。

管理監：基本的に今回、環境基準を超えている有害物は出します。それでもって遮水の必要なところをすべてやります。という形でもって、浸透水の基準も徐々に下がって、いわゆる地下水には地下水基準をクリアできるという形になれば、そういう形になります。

ただ、そういう意味で、この土地については前から言われておりますように、

県有地化するという方向でもって、しっかりと県の土地として責任をもっていきたいという形でもって、もう一方の安心という部分も、県としてできる限りのことはしていきたいという部分があります。

ですからおっしゃるように、それ以外にあと基準がすべてクリアできるのであれば、今置いてあるものについて、さらに将来的に掘削して出すということは考えておりません。

住民：永久に置いとくということやな。

管理監：はい。

住民：ちょっとこの前、最後、栗東市のほうで検査をもうやめるみたいな話してはって、このチェックでしてほしいなと言うてはったけれども、その後、何か進展ありましたですか。

それともう一つ、今も浸出しないものは、流れないものはええという話ですけどね。岡治さん、前にも私、梶山さんがそんなことをやられて、それもちょっとおかしいなというようなことを言わはったと言うたら、いや、そうですかねって言うてはったけども、第6回の議事録の13ページに、それも、これでええということは、ちょっと疑問ですよみたいなことを言うてはりますわ、ちゃんと正しく聞いといてください。

室長：今のpHの依存性試験の件については、まず、それをどうしていくかという、また委員会がございますので、確認させていただきます。

住民：梶山さんもみんなこう言うてると。住民さんは言うてはるけど、みんなそうですよというような言い方をされたから、私は言うんです。そのときは栗東市のあの問題は進展があったな。

住民：済みません。今、健康被害やとか有害物のことについて大変心配な声が上がっているわけですけども、13年のときでしたですか、市が農地を借り受けて小野の農地で水稻の試験をされたということがある。あれは経堂池の水が水利権を持ってる田んぼでございまして、ほかからかからない。そのときに農業用水の農林省の基準というのがありまして、その農業用水の基準をクリアできない水だということがわかってます。データも今手元にはありませんが、持っておりますけれども、その水で米をつくれと、試験されたんですね、委託して。そしたら米を分析したら米はどうもないと、そういう結果でつくりなさいと。そして一方、先ほど井上課長がおっしゃいましたけれども、三ツ池の水を使いなさいということになっるとるはずなんですね。ところが今現状は、あれ耕作放棄されてるじゃないですか、ひどいもんですよ。

もうあの当時、あの地権者がおっしゃるには、すごい泡だった水が流れてき

て、蛙の死骸に流れてくる。そして農林省の農業用水の基準というのは限られた項目なんです、ごくわずかな。ある程度の有害物というのは、すごいそんな農業用水の基準、そんなものどころのものじゃないわけなんです。それが田んぼに入って、それは分析の項目から外されてるわけですよ。それで、もうその地権者がおっしゃるのには、あんな水でつくった米を飯米にするのは、とても私はできません。どうもないから農協へ出しなさいとおっしゃるけれども、そんなことしたら風評被害で栗東の米は売れんようになりますよという。今でもそれは、小野の方もいらっしゃいますけれども、心配されてるんですね。それで米は今もつからない、耕作放棄で。あれもやっぱりちゃんと対策の対象にさせていただきたい。補償問題もあると思いますよ。

要するに、農業委員にもお尋ねしたんですけれども、耕作放棄して、それを農地やから農地に還元して米づくりなさいということではできないと。それは普通の棚田やとか労力がない場合には、それ言えます。けれどもあそこはある程度の汚染水によって、つくりたいけれども、つukられないと。そういう事情もあって、あそこを耕作放棄されている。事情が違うわけです。その辺もぜひ一つ考えていただきたいなど。

私も小野と隣接の土地で、小野のあそこへうちの店の下の人が下作に行っておられます。ひどいもんです。そういうようなところをぜひひとつ、それも考えていただきたい。どうもないことはありません。

室長：いろいろ御意見を出していただきまして、答える部分は答えさせていただいておりますけども、いろいろおっしゃっていただいたことも含めて、またちょっと何遍も何遍も申しわけございませんけど、話し合いをもう1回させていただきますたいなと思うんですけれども。

再来週の6月の11日、12日ぐらい、いかがでしょうか。12日、火曜日、いかがでしょうか。何遍も御足労いただいて申しわけございませんけど。

住民：何日ですか。

室長：6月12日、済みません。よろしく申し上げます。

ちょっとまた場所はわかりませんので、決まりましたら連絡させていただきます。よろしく申し上げます。

住民：最後に、一次対策工事の大臣の同意はできたん。

室長：間もなくもらえるんじゃないかなと思いながら、日々待っております。もうそろそろいただけるんじゃないかなと。決裁を回してもろておりますが、どこまで行って、何日かかるのかというところで、もう近々返事がいただけると思っております。

司会：済みません。予定の時刻を過ぎましたので、このあたりで終わらせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。

以上